第４回教育委員会定例会　案件表

○日　時

令和7年2月21日(金)　　午前10時00分から

○議　題

１　議　案

(1) 議案第６号　令和６年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について　(資料1)

(2) 議案第７号　練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則　(資料2)

(3) 議案第８号　「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について　(資料3)

(4) 議案第９号　「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について　(資料4)

(5) 議案第10号　練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則　(資料5)

２　陳　情

(1) 令和6年陳情第4号　教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

３　協　議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和６年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

４　報　告

(1) 教育長報告

① 令和７年第一回練馬区議会定例会提出議案について　(資料6)

② 令和７年第一回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について　(資料7)

③ 令和７年度学校関係工事計画（案）について　(資料8)

④ 区立小中学校・幼稚園の空調設備更新等について　(資料9)

⑤ 令和７年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について　(資料10)

⑥ イングリッシュキャンプの実施に係る事業者選定の結果について　(資料11)

⑦ 練馬区立美術館・貫井図書館再整備に係るコンストラクション・マネジメント業務の実施について　(資料12)

⑧ 令和７年度図書館特別館内整理期間等について　(資料13)

⑨ 民設子育てのひろばの開設について　(資料14)

⑩ その他

資　料　1

議案第６号

令和６年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日

提出者　教育長　　三　浦　　康　彰

令和６年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和６年度　教育に関する事務の管理
および執行の状況の点検・評価報告書
(案)

令和７年（2025 年）２月

練 馬 区 教 育 委 員 会

練馬区教育委員会　委員名簿

（令和７年２月１日現在）

教育長	三浦	康彰
委員	森山	瑞江
委員	仲山	英之
委員	岡田	行雄
委員	小林	三保

目　　次

Ⅰ　点検および評価制度の概要

1　教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施　・・1

2　点検・評価の実施方針　・・・・・1

3　評価対象年度　・・・・・2

4　教育委員会について　・・・・・2

5　練馬区教育・子育て大綱　・・・・・3

Ⅱ　練馬区教育・子育て大綱（令和３年３月改定）体系図　・・・・・5

Ⅲ　重点施策評価結果一覧　・・・・・6

Ⅳ　事業成果

○　教育分野

1　教育の質の向上　・・・・・7

2　家庭や地域と連携した教育の推進　・・・・・25

3　支援が必要な子どもたちへの取組の充実　・・・・・31

○　子育て分野

1　子どもと子育て家庭の支援の充実　・・・・・44

2　子どもの教育・保育の充実　・・・・・51

3　子どもの居場所と成長環境の充実　・・・・・59

Ⅴ　点検・評価に関する有識者からの意見および助言　・・・・・67

Ⅵ　令和７年度の主な事業　・・・・・72

Ⅰ　点検および評価制度の概要

１　教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況の点検および評価を実施するとともに、その結果を議会に報告し公表することとされています。

この法律の規定に基づき、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、効果的かつ効率的な教育行政を推進するとともに、区民の皆さまへの説明責任を果たすため、教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価（以下「点検・評価」といいます。）を実施し、報告書にまとめました。

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」（令和３年３月改定）の重点施策について点検・評価を行いました。

２　点検・評価の実施方針

教育委員会では、つぎの実施方針に基づき、点検・評価を実施しました。

練馬区教育委員会

練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の
点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

１　目的

⑴　主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。

⑵　点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

２　実施方法

⑴　教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。

⑵　点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年１回実施する。

⑶　教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。

⑷　学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に

関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）」を置く。

①「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べることができる者の中から、教育委員会が委嘱する。

②「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。

⑸　教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

３　評価対象年度

令和５年度の事務の管理・執行を評価対象としました。

４　教育委員会について

⑴　教育委員会の制度と組織

教育委員会は、学校その他の教育機関の管理、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い、および教育関係機関の職員の任免その他人事に関する事務を行い、また、社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務を管理、執行するための合議制の執行機関です。この教育委員会の仕組みを定める「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年４月に施行されたことに伴い、新たな教育委員会制度が始まりました。

練馬区教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長および４人の委員で組織され、教育長の任期は３年、その他の委員が４年となっています。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

なお、教育委員会の所掌事務は広範囲にわたりますので、その職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行するための機関として、教育委員会事務局が設置されています。

⑵　令和５度教育委員会の活動状況

教育委員会の会議は、原則として、月２回開催する「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和５年度（令和５年４月～令和６年３月）は、定例会24回、臨時会10回を開催しました。

この会議では、教育行政に関する事務処理方針が決定され執行されます。令和５年度の会議においては、議案43件、協議事項４件、報告事項115件の審議等を行うとともに、上石神井北小学校など３か所を視察しました。

また、教育委員は児童・生徒、保護者との意見交換会や学校行事などに参加し、学校や子ども関連施設等の状況把握などに努めています。

【令和５年度の主な審議等の内容】

①　議案
・条例の制定または改正の区長への依頼
・教育委員会規則の制定または改正
・教育関係予算案に関すること
・職員の人事に関すること
②　協議
・旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について(１回)
・令和５年度教育に関する事務の点検・評価について（４回）
・学校事故詳細調査委員会による調査の検証と再発防止策について（１回）
・令和５年度「お祝いの言葉」について（１回）
※（　）内は、協議の回数を示しています。

５　練馬区教育・子育て大綱

「練馬区教育・子育て大綱」は、平成 27 年４月に設置した総合教育会議において、５回にわたり、教育委員会と区長が協議して策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。策定から５年が経過し、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じたため、教育委員会と区長が協議し令和３年３月に改定しました。

教育分野では、新たな重点施策として、家庭や地域と協働した学校運営の推進、さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援を位置付けました。

児童生徒の充実した学習のためタブレットパソコンの一人一台の配備など一人ひとりに応じたきめ細かな教育、いじめの未然防止・早期対応、不登校児童・生徒や障害のある子どもたちへの学習支援などにも継続して取り組みます。

子育て分野では、新たな重点施策として、新しい児童相談体制の充実、青少年の健全育成・若者の自立支援を位置付けるとともに、乳幼児親子の相談支援、保育サービスのさらなる充実、放課後の居場所の充実などを図っていきます。

また、両分野ともに ICT 機器やオンラインの利活用を通じた、子どもたちへの学習支援や、相談機能と情報発信など、コロナ禍に応じた取組を推進します。

Ⅱ　練馬区教育・子育て大綱（令和３年３月改定）体系図

<table>
<tr><th colspan="2">教育分野</th><th colspan="2">子育て分野</th></tr>
<tr><td colspan="2">目標
夢や目標を持ち困難を乗り越える力を
備えた子どもたちの育成</td><td colspan="2">目標
安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備</td></tr>
<tr><th>取組の視点</th><th>重点施策</th><th>取組の視点</th><th>重点施策</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1　教育の質の向上</td><td>①　学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実</td><td rowspan="3">1　子どもと子育て家庭の支援の充実</td><td>①　相談支援体制の充実</td></tr>
<tr><td>②　教員の資質・能力の向上</td><td>②　新しい児童相談体制の充実</td></tr>
<tr><td>③　学校の教育環境の整備</td><td>③　支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　家庭や地域と連携した教育の推進</td><td>①　家庭教育への支援</td><td rowspan="3">2　子どもの教育・保育の充実</td><td>①　家庭での子育て支援サービスの充実</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②　学校運営や教育活動における家庭や地域との協働</td><td>②　練馬こども園の充実</td></tr>
<tr><td>③　保育サービスの充実</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3　支援が必要な子どもたちへの取組の充実</td><td>①　いじめ・不登校などへの対応</td><td rowspan="3">3　子どもの居場所と成長環境の充実</td><td>①　安全で充実した放課後の居場所づくり</td></tr>
<tr><td>②　さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援</td><td>②　児童館機能の充実</td></tr>
<tr><td>③　障害のある子どもたちなどへの支援</td><td>③　青少年の健全育成・若者の自立支援</td></tr>
</table>

III　重点施策評価結果一覧

１：施策が、良好に進んでいない。
２：施策が、良好に進んでいる。
３：施策が、とても良好に進んでいる。

○教育分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
１　教育の質の向上	１－① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	２	7
	１－② 教員の資質・能力の向上	２	16
	１－③ 学校の教育環境の整備	２	22
２　家庭や地域と連携した教育の推進	２－① 家庭教育への支援	３	25
	２－② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	２	28
３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実	３－① いじめ・不登校などへの対応	２	31
	３－② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	３	37
	３－③ 障害のある子どもたちなどへの支援	２	41

○子育て分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
１　子どもと子育て家庭の支援の充実	１－① 相談支援体制の充実	３	44
	１－② 新しい児童相談体制の充実	３	46
	１－③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	２	48
２　子どもの教育・保育の充実	２－① 家庭での子育て支援サービスの充実	３	51
	２－② 練馬こども園の充実	３	54
	２－③ 保育サービスの充実	３	56
３　子どもの居場所と成長環境の充実	３－① 安全で充実した放課後の居場所づくり	３	59
	３－② 児童館機能の充実	２	61
	３－③ 青少年の健全育成・若者の自立支援	２	64

※各重点施策の点検・評価表は、上の表の該当ページをご覧ください。

Ⅳ 事業成果

○教育分野

１　教育の質の向上

重点施策	1-①　学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。 ○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育９年間を見通した教育を実践します。 ○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 ○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 ○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

	項目1　小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
	事業成果	国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。 区立園、私立園において障害のある子どもの受入れを実施した。 <実績> 【令和３年度】区立幼稚園66人　私立幼稚園101人 【令和４年度】区立幼稚園69人　私立幼稚園121人 【令和５年度】区立幼稚園59人　私立幼稚園164人
	今後の取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き続き検討する。
	所管課	学務課

主な取組

項目2　幼保小連携の推進	
目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
事業成果	【令和３年度】 研修・交流会（管理職対象１回、一般職員対象[地区別]２回） 懇談会（区内８地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行　年２回 「もうすぐ１年生」　発行　11,000部 「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」発行　3,100部 【令和４年度】 研修・交流会（管理職対象[地区別]２回、一般職員対象[地区別]２回） 懇談会（区内８地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行　年４回 「もうすぐ１年生」　発行　11,000部 【令和５年度】 研修・交流会（管理職対象[地区別]２回、一般職員対象[地区別]２回） 懇談会（区内８地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 練馬区幼保小連携推進方針　策定 「ねりま幼保小連携だより」発行　年４回 「もうすぐ１年生」　発行　10,500部 「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」発行　3,000部
今後の取組	「ねりま接続期プログラム」を「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」に改定した。架け橋期のカリキュラムの検討等の手引書として活用し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を促進していく。
所管課	教育施策課

項目3　小中一貫教育の推進	
目標	義務教育９年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
事業成果	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に取り組んだ。校区別協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。 【令和３～５年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行　53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施
今後の取組	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けて作成した「小中一貫教育の取組プログラム」を実践・検証し、改善を図る。 令和７年２月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するとともに、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。
所管課	教育指導課

主な取組

項目4　人権教育・道徳教育の推進	
目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
事業成果	(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間６回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員への人権教育の理解啓発に努めた。 (2) 道徳教育の推進 令和３～５年度は、毎年、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 また、「特別の教科　道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、各学校の道徳教育推進教師向けに「道徳教育の基本」および「特別の教科　道徳における主体的・対話的で深い学びの実現」をテーマにした講義や研究授業等を行う研修会を令和３年度は年間２回、令和４、５年度は年間１回行った。さらに、「特別の教科　道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。
今後の取組	引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連携し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう検討する。 また、「特別の教科　道徳」の効果的な実施に向けて、研修内容の見直し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座については、実施状況を調査し、成果や課題を把握する。さらに、道徳授業地区公開講座における協議会を実施し、保護者や地域と連携した道徳教育を全小中学校において一層推進する。
所管課	教育指導課

項目5　英語教育の充実	
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業成果	(1) ALTを活用した指導体制の充実 ①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 ②小学校における全時間ALTの配置 ③ALT派遣会社担当者との情報共有 (2) 英検検定料補助制度 【令和３年度】実施校33校　志願者数2,753人 【令和４年度】実施校33校　志願者数2,445人 【令和５年度】実施校33校　志願者数2,618人 (3) 英語４技能検定（小学校６年生、中学校２年生対象）の全校実施
今後の取組	全国学力・学習状況調査における小学校６年生を対象とした「英語が好きか」の設問に対する肯定的な回答が６割程度に留まっている。英語に初めて触れる小学校段階における児童の英語による言語活動の充実、ＡＬＴの効果的な活用および中学校への円滑な接続等が課題である。全小学校の教員対象の研修会を開催し、英語の指導改善に取り組むとともに、４技能検定結果説明会において、異校種の結果や指導の課題について理解を図り、小・中学校間の円滑な接続につなげていく。
所管課	教育指導課

主な取組

項目6　子どもたちの体力向上の促進	
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた運動プログラムの提案等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
事業成果	(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。 ①新体力テストのデータ分析 ②児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】小学校　【対象】小中学校教員 ③主体的に運動に取り組む児童・生徒の育成のための教員向けリーフレットの作成・配布 (2) 新体力テストのデータ分析に基づいた取組 データ分析を通して明らかになった課題の改善に向け、体育授業および教育活動全体を通じた取組を推進した。 【具体的取組例】 ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・体力向上検討委員会提案の運動プログラムを周知(リーフレット作成) ・体育健康教育推進校（２校）でのＩＣＴを活用した体育授業の研究
今後の取組	豊かなスポーツライフの実現に向けた主体的に運動に取り組む児童・生徒の育成のための教員研修の実施やリーフレットを活用した運動プログラムの周知、体力テストのデータ分析に基づいた各校の取組の推進等により、子供たちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
所管課	教育指導課

項目7　子どもたちの食育の推進	
目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」（以下「食育推進計画」という。）の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
事業成果	校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを全校に設置した。 地場産物（キャベツ、練馬大根等）を区が提供する一斉給食の実施や、各校が区内農家から野菜を購入することで、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数（内、一斉給食の日数） 【令和３年度】小学校49.2日、中学校48.7日　（３日） 【令和４年度】小学校54.4日、中学校55.8日　（４日） 【令和５年度】小学校53.3日、中学校59.1日　（４日）
今後の取組	各校において食育推進チームを中心とし、第４次食育推進計画（令和４年度～８年度）や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
所管課	保健給食課

主な取組

項目8　ICTを活用した教育活動の推進	
目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
事業成果	子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了し、学習等での活用を推進している。 【令和３年度】 新型コロナウイルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒を対象に、オンラインによる授業を実施した。 教育ICT実践校による公開授業を行った。（年１回） 【令和４年度】 授業を受け持つ常勤教員に、タブレット端末を配備した。 【令和５年度】 中学校にデジタル採点システムを導入した。 学校・幼稚園の管理職用等として、校外でも校務環境に接続できる教育モバイルパソコンを配備した。 保護者と学校との情報伝達サービスを導入した。
今後の取組	学習者用デジタル教科書の導入や全国学力・学習状況調査のオンライン実施（CBT）等に備えて、学校内ネットワークをWi-Fi化し、通信環境を強化する。また、教科書改訂に合わせて指導者用デジタル教科書を導入し、効果的な学習を行う。
所管課	教育施策課、教育指導課

項目9　学校図書館を活用した学習・読書活動の充実	
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。
事業成果	各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。 全校一斉読書の実施校数（隔年で調査を実施） 【令和２年度】 89校（小63校、中26校） 【令和４年度】全校実施 98校（小65校、中33校） 平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配等など学校図書館の運営を支援している。令和４年度からは、業務内容統一のため、学校図書館管理員に配置を一本化した。 学校図書館への人的配置校数 【令和３年度】　【令和４年度】　【令和５年度】 学校図書館管理員　小39校、中21校　小65校、中33校　小65校、中33校 学校図書館支援員　小26校、中12校　――――――――　―――――――― 学校図書館蔵書管理システム（令和２年度末に全校配備完了）により、すべての蔵書をシステム上で管理している。

	今後の取組	全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。 「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画を作成し、その中で全校一斉読書週間や週１回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。 図書館管理員等による人的支援については、学習指導要領に基づく各教科等での「調べ学習」や総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの活用を推進し、学校図書館を利用した学習・読書活動を一層充実させていく。また、現状の一律時間数の配置を改め、大規模校に対しては時間数を加算するなど、実質的な支援の均一化を進める。あわせて、教育的効果を上げられるよう、委託による図書館管理員の配置から、直接指示や打ち合わせができる派遣による学校司書の配置への切り換えに向け、検討を進める。
	所管課	教育指導課、光が丘図書館

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 障害児の受け入れのみならず、障害特性の理解などの職員への研修を実施してほしい。 ② 幼保小連携の必要性は保護者からの要望が高いと受け止めている。管理職や教員・保育士だけの連携ではなく、子どもや保護者も交えた連携の在り方を工夫して、子どもたちが新しい環境に慣れ、生活できる体制を作ってほしい。一方で、一つの小学校に関係する幼稚園・保育園数は20～30園あると聞くので、工夫しながら進めてほしい。 ③ 「ねりま接続期プログラム」については、改定によりさらなる内容の充実が図られること、またその活用の推進に期待する。プログラムの内容の充実および活用においては、幼稚園、保育所等と小学校が協働して接続期のカリキュラム編成や指導計画の作成に取り組んでいくことが重要であると考える。 ④ 小中一貫教育の取組として、児童生徒会の交流としてのあいさつ運動、部活動体験の実施を継続してほしい。また、保護者をはじめ、地域住民等、広く理解を図り協力体制を構築していくことも、教育の充実を推進していくうえで必要であると考える。 ⑤ 子どもの性被害、盗撮などの事案が発生した。児童生徒への人権教育だけではなく、教員が子どもの人権を守ることをもっと強調し続けることが大切だと考えられる。 ⑥ 小学校の４技能検定の実施により、英語教育が中学校で楽しく学べるきっかけとなることを期待する。 ⑦ 地場産物の食材を使用した給食を着実に継続していることは、食育の充実として評価できる。さらに効果を上げるために、生産者の話が聞ける機会を作ってほしい。 ⑧ 練馬の畑が多い地域の特性を活かして、実際に収穫体験や見学をして、教科書では学べない授業展開を増やしてほしい。 ⑨ 一人ひとりの効率的な学びと教員負担の軽減のために、AIドリルの活用を検討してほしい。 ⑩ タブレット端末や電子黒板の普及と共に授業の質もかなり改善されてきたと思う。児童が日常的に使っている様子や、タブレット端末で調べ学習をして、それを基にグループで話し合ってる様子が授業で見られるようになった。今後も課題を乗り越えながら、活用の促進に期待する。一方で、間違った情報に触れる機会も多くなる。情報の扱い方や自身を守る方法もしっかり教えていくことが重要であると考えられる。 ⑪ 学校のネット環境をもっと良くしてほしい。 ⑫ 図書室の利用に関して、タブレットから検索をできるようにするとより効果的であると考える。 ⑬ 「調べ学習」・「探究的な学習」での学習図書利用推進と言語能力の育成および環境教育をかねて、環境作文コンクールの復活を、教員の負担がなるべくかからない形式で、検討してもらいたい。

昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 障害者理解や特性への理解を深めるため、学習障害や情緒障害の研修会を実施した。今後も、毎年異なる障害種を対象とした研修や巡回相談を実施し、理解を深めていく。 ② 幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士が幼児教育・保育と小学校教育の連続性等について相互理解を深めるとともに、幼保小連携について共通理解を図ることを目的に地区別、対象者別に研修会を行っている。今後は５歳児を持つ保護者向け講演会の実施を検討していく。また、工夫しながら小学校とその近隣の幼稚園・保育所の児童・園児による交流活動の取組等を進めていく。 ③ 「ねりま接続期プログラム」については、幼児教育・保育と小学校教育の教員・保育士が５歳児から小学校１年生の２年間の「架け橋期」を一体的に捉え、子どもの発達段階や学びの連続性などの共通の視点を持った架け橋期のカリキュラムの検討・開発、実施、検証、改善に取り組むことを支援する手引書として「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」に改定した。今後、具体的な実践事例等を提供し、さらなる活用を促進していく。 ④ 小中一貫教育は、各中学校区グループにおいて、児童生徒会の交流や部活動体験等の取組を実践しており、継続していく。今後、練馬区の小中一貫教育の取組について、保護者および地域への理解促進や協力体制の構築に向けて、小中一貫教育リーフレットの配付および練馬区教育実践発表会での取組事例の発表を通して、周知を図っていく。 ⑤ 練馬区では、毎年５月を性暴力等防止強化月間として、生命（いのち）の安全教育や校内研修等を全ての幼稚園、小中学校で行っている。また、令和６年10月に有識者で構成される性暴力等防止特別対策委員会から提言を受け、それを踏まえた取組を展開していく予定である。その他、人権教育研修や人権教育プログラムの活用等を通して、教員の人権感覚を磨いていく。 ⑥ 英語４技能検定の分析報告会を教員を対象に実施し、練馬区の結果の概要を伝えるとともに、指導改善方法について教員同士の協議を行っている。小・中学校の円滑な接続に向けて、こうした取組を継続していく。 ⑦ 地場産物の食材を使用した給食については、今後も各校で推進していく。また、区立小学校の全校で農業者と連携した教育活動を実施しており、生産者の話を聞いたり、栽培・収穫体験したりする機会等を通じて、食育の推進を図っていく。 ⑧ 区立小学校の全校で、区内の農業者やＪＡ東京あおばと連携し、練馬大根をはじめ様々な農作物等の栽培・収穫体験、農園見学および農業者による講話等の取組を行っている。今後も農業者と連携した教育活動を推進していく。 ⑨ 現在、小学校および中学校において、AIドリルを導入している。今後、各校における効果的な事例の共有等を図りながら、更なる活用を図っていく。 ⑩ 各校のＩＣＴ活用推進リーダーを中心とした研修体制およびＩＣＴ支援員によるサポート体制を構築し、引き続き、ＩＣＴ機器の活用の促進を図っていく。また、「情報活用能力 練馬モデル」を基盤に、児童生徒に情報を正しく扱う力等を身に付けられるよう、情報モラル教育の充実を図っていく。 ⑪ 児童生徒用タブレット通信の増強を目的に、令和６年度・７年度において校内のWi-Fi化を進めている。 ⑫ 学校図書館蔵書管理システムのバージョンアップまたは新システムの導入の際に、タブレットによる図書資料の検索について検討していく。 ⑬ 環境作文コンクールは令和３年度に終了し、現在は子どもエコ・コンクールを実施している。地球環境に関する絵を募集し、入賞した作品は区役所や区立図書館に展示するなど、区民に地球温暖化防止を啓発している。各学校での「調べ学習」や「探究的な学習」については、今後も、学校図書館やタブレット端末を活用しながら、日常生活や社会との関わり、国際理解、情報、環境、福祉・健康等に関して、主体的な学習を進めていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	○ 小中一貫教育の取組について、その目的や成果を家族や地域にも十分に周知し、学校のみならず子どもを大切にする地域風土作りにも役立ててもらいたい。 ○ 人権教育、道徳教育は、年間を通して徹底して行う必要があると思う。特に性犯罪に係るものについては、被害者の一生の問題ともなり兼ねないことを認識し、誰も加害者、被害者にならないような教育が重要である。 ○ 英語教育において、小学校時代からかなり進んでいると思われるが、この頃から英語に興味が薄れては、その後の学習が辛いものになると思う。ぜひ指導改善方法を協議し、一層関心を高め充実してほしい。 ○ 英語教育の充実に対する施策は評価できるが、英語があまり好かれていないとの調査結果を踏まえ、昨年の意見にもあるように、英語はコミュニケーションツールであることを重視し、英語の勉強にならないようにしてほしい。 ○ 食育において、給食がとてもバランスのとれた食事であることを伝える事はもちろん、残す=捨てる、という食品ロスに対しても練馬の子どもたちには考えてほしい。 ○ 教科書が重いことを改善してもらいたいという要望が、子どもたち、保護者、さらに昨年の意見にも出ている。ICTの活用が進んでいることを踏まえ、置き勉と併行して教科書自体を軽くシンプルなものにするよう出版社に働きかけてほしい。 ○ 「今後の取組」に「学習者用デジタル教科書の導入に備えて・・・」とあるが、例えばデジタル教科書とは何か、デジタル教科書の導入と、利点と課題などを知らない保護者が多くいると聞く。保護者への丁寧な説明や授業参観などで活用体験などを計画し、理解していただいたり不安を取り除いたりする取組が必要と考える。 ○ 学校図書館をより充実させ活用させていこうとする取組に一定の評価をする。しかし一方で、図書館を利用する児童・生徒に偏りがあると考える。多くの児童・生徒が図書館を利用する工夫をしてほしい。例えば、朝学習や10分間図書で図書館の本を読む日を作るなど。

重点施策	1-② 教員の資質・能力の向上	
	概要	○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。 ○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。 ○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。 ○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

主な取組	項目1　教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業成果	職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質の向上を図る。 【令和５年度】 ①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会 ②年次研修 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、初任者新規採用者等研修、２年次研修、３年次研修 ③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ対応研修、不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修、英語専科教員連絡会、英語４技能検定活用研修 ④教育課題研修 人権教育研修、外国語研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業
	今後の取組	若手教員については、東京都が示す教員としての資質の向上に関する指標を基に、学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の向上のために、年次に合わせた研修を系統的に実施していく。また、特別支援教育、いじめや不登校の対応、教員の服務の徹底など、喫緊の課題となる研修の充実を図る。研修の種類や内容によっては、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を実施し、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター

項目2　教員のICT活用能力の向上	
目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。
事業成果	区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用能力の向上に努めた。 【令和３年度】 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（５回） ICT支援員の増員配置（令和２年度：14人 → 令和３年度：28人） 教育ICT実践事例集の作成（令和４年３月完成） 【令和４年度】 教育ICT実践事例集の印刷・配布 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（５回） ICT支援員の継続配置 【令和５年度】 練馬区教育ICT利活用ポータルサイトの活用 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（５回） ICT支援員の継続配置
今後の取組	ICT活用推進リーダー育成研修会では、学識経験者による講演、先進校の実践の共有などを行い、最新の情報を基にしたリーダーによる各校での還元研修を行えるようにする。また、練馬区教育ICT利活用ポータルサイトを活用し、全教職員に対して、活用事例や国や都の動向などを随時配信していく。学校の課題・ニーズを把握し、実態に応じたICT支援員による授業支援や校内研修を実施し、教員のICT機器の活用能力の向上を図る。
所管課	教育指導課、教育施策課

<table>
<tr><td rowspan="4">主な取組</td><td colspan="2">項目3　子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）</td></tr>
<tr><td>目標</td><td>小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。</td></tr>
<tr><td>事業成果</td><td>(1) 人的配置
学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年３月に策定した。
教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間を確保し、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。
※印は、１校につき１人配置
【令和３年度】
学校経営補佐※：中学校１校
副校長補佐※：小学校19校、中学校11校
スクール・サポート・スタッフ※：小学校65校、中学校33校
部活動指導員※：中学校３校
学校生活支援員：小学校65校（164人）、中学校30校（56人）
【令和４年度】
学校経営補佐※：中学校１校（４年度末で廃止。副校長補佐に統合。）
副校長補佐※：小学校39校、中学校19校
スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(73人)、中学校33校(37人)
部活動指導員：中学校７校（８人）
学校生活支援員：小学校65校（166人）、中学校31校（58人）
【令和５年度】
副校長補佐※：小学校60校、中学校32校
スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(82人)、中学校33校(41人)
部活動指導員：中学校12校（13人）
学校生活支援員：小学校65校（182人）、中学校33校（59.5人）
令和５年６月～短時間職（４時間/月13日、５時間/月11日）を新設
短時間職の配置人数は、実人数１を0.5人として換算

(2) 教職員出退勤管理システム
【令和元年度】
・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始
【令和２年度】
・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施
・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築
【令和３年度】
・教職員出退勤管理システム本稼働、令和３年９月から運用開始</td></tr>
<tr><td>今後の取組</td><td>スクール・サポート・スタッフおよび副校長補佐については、教員の勤務状況に応じて、適正な配置数を維持する。副校長補佐には学校配置後に即戦力として働けるよう、システム研修の実施を検討する。現在全校に配置している学校生活支援員については、教員の負担軽減に資するよう、順次配置人数を拡充する。
引き続き、教職員出退勤管理システムで客観的に把握した学校別の時間外在校時間を分析し、対策を検討する。
中学校の部活動のあり方については、部活動外部指導員から部活動指導員への移行を促す方法を検討するなどして引き続き配置拡大を図るとともに、部活動の地域移行について検討準備委員会を立ち上げ、部活動顧問の負担軽減に向けた方策を検討する。</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td>教育指導課</td></tr>
</table>

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 管理職が生徒への性的暴行容疑で逮捕されるという事件は、身を粉にして働いている学校管理職にも大きなダメージを与えた。まずは、再発防止策が重要であり、防止策等を検討すべきだと考える。一方で、一生懸命子どものために働いている教員に対し学校訪問等で励ましてほしい。 ② 勤務中に個人のスマートフォンを携帯して、不用意な写真撮影等を未然に防ぐためにも私物の学校内での使用、持ち歩きは厳禁としてほしい。 ③ 教員がいつでも不安や悩みを相談できるオンライン相談室の設置を検討してもらいたい。また、若手教員が相談しやすいように教育アドバイザーを増やしてほしい。 ④ 世代間による認識の差異をなくすためにも中堅以上の教員も交えた研修会がより積極的に実施されることを期待する。また、研修については、受講状況や受講の効果についても客観的に確認できるとより良いと考える。 ⑤ 専門職である教員においては、そのやりがいが資質向上に繋がるものであり、やりがいをもって教育にあたることができるよう支援していくことが重要である。 ⑥ タブレットの活用時間と授業の質が一致しないのは当然のことと思うが、ICT教育の推進の本質は先生方の授業力向上にあると考える。ICT機器を活用した質の高い授業ができるかどうかは、機器の活用能力だけではなく本来の授業力が基盤にあると思う。これからも授業力の向上に努めてほしい。 ⑦ 教員の業務負担軽減につながる様々な取組は評価できる。教員が子どもたちと向き合う時間を増やすための工夫を今後も続けてほしい。 ⑧ 部活動に関しては外部の人が指導出来るようになってきたと思う。しかし、他区では、試合なども教員以外の人が引率できるところがあるため、それを目指してほしい。 ⑨ スクールサポートスタッフが全校区立小中学校に配置されたことを評価する。一方で、まだまだ働き方改革について様々な観点から検討してほしい。また、研修などやるべきことはしっかりやるという姿勢も大切にしていかなければと思う。担任の先生が気持ちにゆとりをもつことで、子どもたちの悩みを見過ごさないことを期待する。

昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 練馬区では、毎年５月を性暴力等防止強化月間として、生命（いのち）の安全教育や校内研修等を全ての幼稚園、小中学校で行っている。また、令和６年10月に有識者で構成される性暴力等防止特別対策委員会から提言を受け、それを踏まえた取組を展開していく予定である。各校園に対しては、教育指導課訪問の際に、日頃の取組を労うとともに全員の授業観察を行い、教員の指導の工夫など良さを伝え、さらなる意欲につなげるようにしている。 ② 練馬区では、私物のスマートフォンやカメラ等の教室への持ち込みおよび教育活動への利用を禁止しており、校内研修等で徹底させている。 ③ 教員の相談窓口について、都の事業等を改めて周知していく。練馬区では、ハラスメントの相談を受け付ける窓口相談員の配置および苦情処理委員会を設置している。また、若手教員の指導や相談を行う教育アドバイザーを増員し、よりよい支援体制を整えていく。 ④ 夏季休業日には、ねりまスキルアップ研修を実施し、環境教育、特別支援教育および防災教育等、毎年教員に求められるテーマを設定し、様々な経験年数の教員が受講している。教員が年間で受講する研修に見通しをもって参加できるよう、研修案内を年度当初に各校園に配付している。受講状況は、東京都教育委員会が主催する研修はインターネット上で各自が確認し、練馬区で主催する研修は所属する学校において、校長・副校長による管理の下、確認している。研修受講の効果については、毎回の研修終了時にアンケートを実施し、各自が学んだことを再確認するとともに、次年度の研修内容の改善に生かしている。 ⑤ 教育指導課訪問や校内研修会において、管理職から各教員の取組を聞き取ったり、各教員の授業観察を行い、授業において工夫が見られた点などを評価し伝えることでやる気を促している。 ⑥ 新たな教育課題への対応力を身に付けられるよう区の教員研修の質や内容の向上を図るとともに、国や都が実施する研修の受講を奨励する。 ⑦ 引き続き、教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間が十分に確保できる ⑨ よう、サポート人材の配置だけでなく、様々な面から働き方改革に取り組んでいく。一方、研修の充実を図り、教員の質の向上に努めていく。 ⑧ 部活動指導員および部活動外部指導員の外部人材を配置し、教員の負担軽減を図っている。特に、部活動指導員は、単独での指導が可能であり、引率も行うことが可能であるため、今後より一層の拡充を目指していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	○ 様々な研修の実施は評価できる。一方、教員の過剰な負担にならないよう配慮してもらいたい。 ○ 若手教員がやりがいをもって教育にあたれるように、校長・副校長をはじめベテランの先生方は、若手教員の働きぶりを丁寧にみて適切な評価と積極的な声かけをお願いしたい。同様に、保育士や幼稚園教諭へ上の立場の方からの適切な声かけもお願いしたい。 ○ 教育の資質向上を図る研修は、今後も継続しつつ内容も都度、質にこだわった内容へとアップデートし続けてほしい。 ○ 教員の資質・向上について、研修や教員の働き方改革を精力的に進めていただいている点は高く評価したい。その一方で、次のような課題の存在も感じている。 ①多様な価値観を持つ家庭が多い中で、子どもも保護者の影響を受けて多様な価値観を持って登校してきている。そのことで、集団生活になじめず学級への所属感が持てなかったり、教室にいられなくなったりする子どももいると聞く。どの子どもにとっても優しい空間のある教室づくりという観点からの教員研修も必要だと考える。 ②LINEを活用したいじめがあると、大人はその実態を見る事が出来ないなど、情報技術が目まぐるしく変化する社会の中で、大人である教員が活用面でついていけないのではないかという危惧を持っている。また、スマホ決済が進み、お金を見たことが無い子どもがいるようである。大人だけでなく、子どもの生活が変化して窮屈になっている現状のなかで、教員がゆったりと子どもと向き合える機会や子どもがゆったり過ごせる機会を作るべきだと思う。 ○ 幼稚園、小学校、中学校は現在多くのサポートスタッフが在籍し、子どもや教員の支援を行っているように感じる。このことについては高く評価したい。 ○ 部活動指導員数増加のために、予算を上げて幅広く募集してほしい(現実問題、時給が低く若手になり手がいない)。 ○ 子どもたちと毎日接する教員には、「心身ともに元気」で意欲的に能力を発揮してもらいたい。働き方改革はもちろんのこと、時折ストレスチェック制度なども取り入れ、自身の健康状態も十分に意識してもらいたい。

重点施策	1-③ 学校の教育環境の整備	
	概要	○ 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。 ○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。 ○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。 ○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

主な取組	項目1　学校施設の整備（改修・改築）	
	目標	改築・改修により児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保する。
	事業成果	築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、計画的な改築・改修が必要である。 令和５年度は、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事を進めるとともに、旭丘小・中学校（小中一貫教育校）は改築工事、練馬東小学校および豊溪小学校は基本設計、向山小学校および田柄中学校は実施設計に着手した。 校舎を築80年まで使用するため、築60年を目途に長寿命化改修を行う。改修にあたっては建物の状況を調査し、工事内容を精査することでコスト削減に取り組む。令和５年度は石神井南中学校の設計に着手した。 【令和３年度】 工事５校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校） 設計２校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校） 【令和４年度】 工事２校（関町北小学校、上石神井北小学校） 設計３校（旭丘小・中学校、向山小学校、田柄中学校） 【令和５年度】 工事３校（関町北小学校、上石神井北小学校、旭丘小・中学校） 設計５校（向山小学校、田柄中学校、練馬東小学校、豊溪小学校、石神井南中学校※） ※長寿命化改修
	今後の取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き改築を進めるとともに、校舎の長寿命化改修に取り組む。
	所管課	学校施設課
	項目2　区立学校の適正規模・適正配置	
	目標	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。

	事業成果	(1) 適正規模・適正配置の取組 　今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を行い、新たな基本方針を策定した。 【令和４年度】 　適正規模・適正配置検討委員会　２回 【令和５年度】 　適正規模・適正配置検討委員会　３回 　第二次適正配置基本方針の策定 (2) 小中一貫教育校の開校に向けた取組 　令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。 【令和３年度】 　小中一貫教育校推進委員会　　２回 　保護者および地域説明会の開催　１回 【令和４年度】 　小中一貫教育校推進委員会　　４回 　保護者および地域説明会の開催　１回 【令和５年度】 　小中一貫教育校推進委員会　　５回 　校章・校歌、標準服等検討部会　５回 　保護者および地域説明会の開催　１回
	今後の取組	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえた、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針に基づき、引き続き教育環境を整備する。 　また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校「（仮称）みらい青空学園」の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。
	所管課	教育施策課
主な取組	項目3　学級編制等のあり方の検討	
	目標	令和３年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和７年度に小学６年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業成果	令和６年度は小学５年生が35人学級となった。児童・生徒数の推計を関係各課に提供し、普通教室の確保に努めた。
	今後の取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
	所管課	学務課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 学校設備の整備および適正規模・適正配置が着実に進んでいることは評価できる。 ② 近年は異常な暑さであることから、早急に体育館の空調設備を設置してほしい。 ③ 子どもたちの感性を育むために、建物や設備だけでなく、自然の良さを感じる校内環境の整備にも注力してほしい。 ④ 学校施設の有効活用も推進してほしい。 ⑤ 門の施錠をしている学校としていない学校が見受けられる。これは区内だけではなく、区外の学校も同様で、防犯意識が次第に低下してきているのかと気になる。学校によっては門の施錠と玄関扉の施錠の二個所を通過して校内に入れる学校もある。防犯意識とともに学校の安全にも継続して努めてほしい。 ⑥ 旭丘・小竹地域の小中一貫教育校が共生型の練馬区を代表する施設となることを期待する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。 ② 体育館の空調設備については、令和７年度中に全区立小中学校に設置する。 ③ 屋上緑化や壁面緑化など多様な学校緑化を進め、地域のみどりの拠点としての役割を果たす。 ④ 学校施設の有効活用については、改築の際などに検討している。新たな小中一貫教育校校舎等改築にあたっては、児童館・まちかどケアカフェ・地域包括支援センターを設置する。 ⑤ 学校への不審者の侵入を未然に防ぐため、令和７年度中に全区立小中学校の主たる門扉に電気錠を設置する（改築予定校を除く）。 ⑥ 新たな小中一貫教育校の改築にあたっては、児童館・まちかどケアカフェ・地域包括支援センターを設置する。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	○ 区の財政を考慮した中で、学校設備の整備および適正規模・適正配置が着実に進んでいると思う。 ○ 部活動の環境整備は、各学校ごとに部活動数に違いがあり選択肢の少ない学校もある。例えば、野球部用ネット整備をして、校外にボールが出ないような高さや幅に配慮し、近隣住民へも理解を深めてほしい。 ○ 校内での犯罪を未然に防ぐ意味で、建物内外で死角になるような場所がないか点検し、改善してもらいたい。 ○ 今後の学校施設を考えると、コミュニティースクールの導入に伴う、地域の方の校内の居場所、不登校児童生徒等の校内の居場所など、今までにはなかった部屋の確保が求められるようになると考えられる。新しく改築予定の学校にはこのようなスペースの確保も検討していただきたい。 ○ 門の施錠をしている学校としていない学校が見受けられるという意見に対して、令和７年度中に全区立小中学校の主たる門扉に電気錠を設置するという方針で事業が進んでいる点は評価したい。 ○ 新たな小中一貫教育校の改築にあたって、児童館・まちかどケアカフェ・地域包括支援センターの設置は良い取組だと評価する。共生社会への実現の一歩にしていただきたい。 ○ 小学校の１学級当たりの児童数が35人になったことに伴い、様々な課題が出てきたが、全体的には、これらの課題に適切に対応していただいてきたと受け止めている。普通教室の確保などに苦慮することもあるかと思うが、困難な学校へは行政から支援していただきたい。

２　家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策	２-①　家庭教育への支援	
	概要	○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。 ○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

	項目1　家庭教育への支援	
	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。
		１　家庭への情報提供 多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行するとともに、区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見てみよう」を作成し、情報発信を行った。 また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供した。 【令和４年度】 「ネリまなび」発行　12,000部 情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ） 小学生向け　1,265名 中学生向け　404名 【令和５年度】 「ネリまなび」発行　7,200部 区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見てみよう」 ページビュー数　2,600回 情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ） 小学生向け　1,092名 中学生向け　228名

主な取組	事業成果	2　講演会の実施 　子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。 【令和５年度　テーマ・開催日・参加人数】 (1) 子育て講習会『子どもを伸ばすほめ方、しかり方』 　令和５年５月６日、６月３日、７月１日、８月５日　延56名 (2)学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 　～不登校経験者のさまざまな進路～ 　令和５年６月24日　35名 (3) 子育て講習会『子どもを伸ばすほめ方、しかり方』 　令和５年10月７日、11月４日、12月２日　延19名 (4) 学びにくさ・不登校　発達の特性、どうサポートする？ 　令和５年９月９日　18名 (5) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 　～不登校経験者のさまざまな進路について～ 　令和５年10月28日　40名 (6) 子育て講習会『思春期はこわくない～思春期の子どもへの関わり方』 　令和６年１月６日、２月３日、３月２日　延25名 (7) 不登校やひきこもりがちの子どもたちに家族ができること 　（会場・オンライン同時開催） 　令和６年２月17日　64名 (8) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 　～不登校経験者のさまざまな進路について～ 　令和６年３月９日　38名 令和５年度　合計８講座　15回　延295名 （令和４年度　合計８講座　16回　延240名）
	今後の取組	LINEやタブレット等を用いて家庭教育支援に関する情報発信を行う。 　今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。また、会場とオンライン同時開催での講演会を増やし、保護者が参加しやすい環境を整える。
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター
	項目2　関係機関との連携強化	
	目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。
	事業成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童生徒の早期支援や長期化防止対応などを学校と連携して行っている。また、校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会などにも定期的に出席し、連携を深めている。状況に応じ、教育相談室や適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所などとも連携し、適切な支援を行っている。
	今後の取組	スクールソーシャルワーク事業では、学校訪問において、教員だけでなく、校内支援者（スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等）との情報共有・連携をより強化するとともに、子ども家庭支援センター等関係機関と、事業にかかる相互理解と円滑な連携につなげられような取組を進めていく。
	所管課	学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 不登校・子育て支援に関する講演会が数多く開催されていることは評価できる。一方、LINEやタブレットなどを使った開催周知の強化にも注力してほしい。 ② 子育て世代が孤立しないようオンライン講習を受ける取組は、小さい子どもを連れて行く負担も軽減されるため、継続してほしい。 ③ 安心して子どもを育てることができるよう学習や話し合いの場の機会を充実させてほしい。 ④ スクールソーシャルワーカーは他機関と連携をするための重要な役割を果たしている。子どもだけでなく教員の悩みも相談できるよう更なる増員に努めてほしい。 ⑤ 今後、児童館と学校の連携も含め、横のつながりを今まで以上に望む。その情報が共有されるともっと効果的な支援に結び付くと思う。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 保護者講演会開催について、これまでの区報・ホームページでの周知に加え、LINEでの周知を行った。また、保護者講演会の応募方法を従来の電話・メールに加え、LoGoフォームでの応募も可能にし、利便性を高めた。 ② 会場とオンライン同時開催での講演会を開始した。引き続きオンライン同時開催を充実し、利便性を高めていく。 ③ トライ・フリーマインドの保護者を対象に個人相談や懇談会を実施した。 ④ スクールソーシャルワーカーについては、この２年間で５名増員し、学 ⑤ 校訪問の頻度を高めつつ、教員からの相談等にも対応できるよう努めているところである。また支援活動の場として、児童館を活用するケースも増えていることから、児童館職員との連携にも努めていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	○ 目標に掲げてある「保護者を対象とした話し合いの場」を設けてもらいたい。 ○ トライ・フリーマインドの保護者を対象にした個人相談や懇談会は重要である。寄り添った支援を引き続きお願いしたい。 ○ 様々なテーマで数多くの講演会が開催されていることは評価できる。より多くの保護者が参加しやすいように、オンライン同時開催に加え、オンデマンド配信も検討してもらいたい。 ○ 子どもや家族には、教員には話しにくい内容でも、スクールソーシャルワーカーには話せるという内容も少なくないと思う。ちょっとした心配事でも相談できるスクールソーシャルワーカーの活用をもっと進めてほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーに関する事業成果に書かれている内容はとても素晴らしい。このように横の連携を密にし、まさに蜘蛛の巣状のネットワークを子どもたちのために構築していただきたい。 ○ 各家庭への情報提供方法を多方面から試みているところが素晴らしい。100%の周知を目指すべく模索し続けてほしい。

重点施策	２-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
	概要	○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。 ○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。 ○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

	項目1　学校安全対策の推進	
	目標	区内３警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。
	事業成果	子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校への防犯指導や臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。また、重大な事態に至りそうなケースについては所管警察に繋げた。 さらに、不審者が校内に侵入した場合を想定して、実際に刺股等の防犯用具を使用した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努めた。 民間警備員の派遣 【令和３年度】派遣日数　275日 派遣校数　48校 【令和４年度】派遣日数　307日 派遣校数　52校 【令和５年度】派遣日数　373日 派遣校数　58校 子どもの見守り・安全講習会の実施 【令和３年度】参加者　103名（６回） 【令和４年度】参加者　4,457名（27回） 【令和５年度】参加者　6,361名（41回） 通学区域防犯カメラの設置 【平成26年度】 65台 【平成27年度】128台　累計　193台 【平成28年度】132台　累計　325台 【令和元年度】 66台　累計　391台 通学路等安全点検の実施 （全小学校65校を３年間で一巡。学校が希望すれば２年連続実施も可） 【令和３年度】実施校24校（21校+希望校３校） 【令和４年度】実施校23校（22校+希望校１校） 【令和５年度】実施校22校

主な取組	今後の取組	通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。学校・保護者・地域・警察と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。安全講習会については、不審者が校内に侵入した場合に、教職員が組織として的確に行動し、児童生徒を迅速かつ安全に避難誘導できるよう、警察と連携して非常通報装置（学校110番）を使用した実際の110番通報訓練等を実施していく。また、不審者に対する防犯意識向上のため、PTA等と連携して保護者向けの訓練講習会を実施していく。
	所管課	教育総務課
	項目2　地域を活用した教育活動の推進	
	目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。
	事業成果	地域人材の活用を進めるため、平成28年度から「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度以降全校・園で実施している。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。 また、多くの学校で「地域未来塾」を実施し、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象に、放課後等を活用した学習支援を行った。地域未来塾の実施に当たり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。 さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。 【令和３年度】 学校・地域連携推進校　101校・園　（うち地域未来塾実施校　79校） 学校サポーター登録数　366名・15団体　（令和３年度末時点） 【令和４年度】※ 学校・地域連携推進校　101校・園　（うち地域未来塾実施校　81校） 学校サポーター登録数　528名・15団体　（令和４年度末時点） 【令和５年度】※ 学校・地域連携推進校　101校・園　（うち地域未来塾実施校　83校） 学校サポーター登録数　381名・14団体　（令和５年度末時点） ※　地域未来塾の実施校について、大泉桜学園は２校としてカウントした。
	今後の取組	引き続き、全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域人材の活用を進め、地域未来塾をはじめとする地域連携事業の充実に取り組む。 また、学校サポーター登録制度の周知や登録者情報へアクセスしやすい環境整備に取り組むことで、学校での更なる地域人材活用につながるよう、支援していく。
	所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 警察官OBによる安全講習会は学校単位でこそできる大切な取組だと考える。不審者対策の訓練で「ひまわり１１０番」などの地域と連携して行える体制を作ってほしい。 ② 通学路等安全点検は全小学校を３年で一巡しているが、登下校の様子なども確認するなど更に定期的、継続的に実施してほしい。 ③ 安全講習会の開催、防犯カメラの設置、通学路安全点検の実施、さらに地域未来塾の実施が着実に進んでいることは評価できる。地域未来塾に関しては、できる限り開催日を増やしてほしい。 ④ 東京都の地域未来塾に関するホームページを見ると、練馬区の学習支援員の人数が他区市に比べて突出して多く、積極的に取り組んでいると評価する。また、この学習機会に参加できる子どもだけではなく、参加できない子どもがいることも踏まえ、多種多様な学習等の機会を提供してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 安全講習会については、教職員に対して、実際の110番通報訓練を加える等、内容を充実させて実施していく。さらに、PTA等と連携して保護者向けの訓練講習も実施していく。 ② 通学路等安全点検については、今後も防犯・交通安全の両面で計画的に実施し、学校、保護者、地域、警察署と連携して、子どもたちの安全を確保していく。危険箇所については、登下校の様子など定期的に確認をしており、安全の確保に取り組んでいる。 ③ 地域未来塾については、令和４年度の81校から令和５年度の83校と実施 ④ 校を着実に増やしている。今後も機会を捉えて地域未来塾の周知を図り、実施校の増加に向け取り組む。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	○ 子どもの見守り・安全講習会の実施、防犯カメラ設置等が着実に進んでいるのことは評価できる。防犯カメラに関しては、犯罪を未然に防ぐ意味で、通学路にはたくさんの防犯カメラが設置されていることを周知することも大事である。 ○ 子どもたちがまち歩きや地域と取り組む活動を行うと、その地域が活性化し、より一層子育てに理解が進むと考える。また、同時に通学路での防犯活動や見守りにも影響は大きい。ぜひこれからも地域社会との協働を進めていただきたい。 ○ 教育活動にご賛同いただいている地域の皆様には大変感謝している。地域の皆様の見守りは、防犯カメラよりも子どもたちの防犯になっていると考える。 ○ コミュニティ・スクールの取組により、学校が地域や子どもを取り巻く様々な機関との連携を強めれば、子どもたちにとっては素晴らしい成果となって現れてくると考える。家庭や地域との連携・協働を進めるために、コミュニティ・スクールの導入を加速してほしい。 ○ 児童の登校時に保護者が不在の家庭では、児童が集団登校に参加しなかったり、登校しなかったりする場合があるようだ。または、早く学校に登校せざるを得ず、どこにも行き場のない児童がいるようである。検討するべき課題かと考える。 ○ 地域の人材活用について、登録者情報にアクセスしやすいように取り組むということであり、その成果に期待している。また、地域の人材活用では、謝礼等の費用が発生する場合が予想される。学校へ予算面でのサポートを行っていただきたい。

3　支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策	3-①　いじめ・不登校などへの対応	
	概要	○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 ○ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。 ○ 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。 ○ 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。

	項目1　いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進	
	目標	いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。
	事業成果	(1) 教育相談の実施 教育相談室４室に心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【令和３年度】2,808件 【令和４年度】2,653件 【令和５年度】2,623件 (2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。また、小・中学校からの依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの訪問支援件数 【令和３年度】小学生 4,193件　中学生 4,391件 【令和４年度】小学生 4,338件　中学生 4,710件 【令和５年度】小学生 5,253件　中学生 5,001件 (3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、いじめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。 全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、学校に周知した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。

主な取組	今後の取組	引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。 スクールソーシャルワーカーによる学校訪問においては、より早い段階での対応が可能となるよう、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等校内支援者との情報共有や連携を強化する。 今年４月に各校に周知した「いじめ対応フローチャート」や今年度改訂予定の「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう徹底し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。 不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、校内別室対応の強化を図る。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2　専門的人材を活用したいじめ問題の解決	
	目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
	事業成果	令和３年６月からスクールロイヤー制度を導入した。 委託先：第二東京弁護士会 【令和３年度】 (1) 相談件数　38案件（延べ62件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（２回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（１回） 【令和４年度】 (1) 相談件数　46案件（延べ113件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（１回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（３回） 【令和５年度】 (1) 相談件数　119案件（延べ146件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（１回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（３回）
	今後の取組	令和５年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
	所管課	教育指導課
	項目3　不登校児童・生徒への学習機会の充実	
	目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。

主な取組	事業成果	１　適応指導教室 (1) 適応指導教室（フリーマインド・トライ） 　不登校児童・生徒の社会的自立を支援するため、適応指導教室（小学生対象:フリーマインド･中学生対象:トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。 　登録者数 【令和３年度】フリーマインド153人(うち上石神井31人) 　　トライ278人（うち上石神井48人） 【令和４年度】フリーマインド163人（うち上石神井41人） 　　トライ290人（うち上石神井71人） 【令和５年度】フリーマインド184人　（うち上石神井46人） 　　トライ348人（うち上石神井78人） 　令和３年３月、上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。令和６年４月から、支援を充実させるため、上石神井から石神井台の区有施設内に移転した。 (2) 特別な支援を要する不登校児童・生徒に対する個別支援 　平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。令和元年度から対象を18歳まで拡大した。 　登録者数 【令和３年度】23人（小学生12人　中学生11人） 　　18人（15歳～18歳） 【令和４年度】15人（小学生10人　中学生５人） 　　14人（15歳～18歳） 【令和５年度】23人（小学生14人　中学生9人） 　　23人（15歳～18歳） ２　居場所支援事業 　平成28年度から、不登校の児童・生徒に対して、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成し、自立した生活を送れるようにするため、居場所支援事業を実施している。 　登録者数 【令和３年度】14人（小学生８人　中学生６人） 【令和４年度】17人（小学生10人　中学生７人） 【令和５年度】19人（小学生8人　中学生11人） ３　ICTを活用した学習・相談支援 (1) オンライン相談支援 　令和３年度から、適応指導教室に登録している児童・生徒に対して、心理教育相談員によるオンライン会議システムを活用した相談支援を実施している。 【令和３年度】１人（小学生０人　中学生１人） 【令和４年度】３人（小学生０人　中学生３人） 【令和５年度】３人（小学生０人　中学生３人） (2) オンライン個別学習支援 　令和４年度から、トライ登録生徒を対象に、令和５年度からはフリーマインド登録児童も対象に含めて、学習指導協力員によるオンライン会議システムを活用した個別学習支援を実施している。 　利用者数 【令和４年度】３人　(中学生３人) 【令和５年度】６人　(小学生３人　中学生３人)

	今後の取組	令和６年４月に、学校教育支援センター石神井台を区有施設内へ設置し、適応指導教室を上石神井から石神井台に移転した。不登校児童生徒への支援を充実させていく。 令和６年度から、学校教育支援センター石神井台のフリーマインド、トライの登録児童生徒を対象にメタバース空間を利用した支援を試行する。
	所管課	学校教育支援センター
項目4　不登校実態調査の実施		
	目標	令和３年度および４年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
	事業成果	令和３年度から４年度にかけて「練馬区不登校に関する実態調査」を実施。その結果や社会情勢等を踏まえ、令和５年８月に不登校対策方針を改定した。
	今後の取組	令和５年８月に改定した不登校対策方針に基づき児童・生徒に対する支援を実施する。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① いじめや不登校は学校で起こることを前提として、その対応策を検討する必要があるのではないか。子ども同士、教師と子ども、保護者と子どもなど、個人や集団内の人間関係に疲れている子どもが多くなってきており、いじめや不登校の背景になっているように思う。とりわけ不登校対策では、多様な学習の機会や居場所を設けてほしい。 ② いじめ問題は、初期対応の仕方により解決を困難にしてしまうこともあるので、いじめのケースごとの対応マニュアルを作成し、迅速・適切に対応できるようにしてほしい。 ③ スクールカウンセラー等、子どもからの気軽な相談に応じる体制を更に充実してほしい。 ④ 不登校児童・生徒の学習機会確保のための様々な施策を実施していることは高く評価できる。それらの施策に加え、不登校の子どもを持つ保護者が交流できる場の提供と経済的支援も検討してもらいたい。 ⑤ 令和３年度の不登校生徒数は707名、その内、トライに来た生徒は278名であった。残り半数の生徒への対応も必要かと思うが、学校でもこのような生徒の指導に苦慮していると思う。ぜひ学校等と連携しトライなどに来られない生徒への対応も工夫してほしい。 ⑥ 適応指導教室の登録者、特に小学生の多さが気になる。一人ひとりに寄り添った取組を進めてほしい。 ⑦ 不登校に関する実態調査、調査報告書の作成を高く評価する。この貴重な資料が今後の支援に活かせることを期待する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① いじめや不登校は、未然防止、早期発見、初期対応を原則としつつ、いつでもどこでも起こり得るものとして、各学校が対応できるようにしている。いじめは、積極的に認知することで、いじめが軽微なうちに解消できるよう進めている。そのため、「いじめ対応フローチャート」をより分かりやすく改訂して全校に周知し、法に則ったいじめ対応を進めている。不登校については、「不登校対応方針」「不登校パンフレット」を周知し、不登校児童生徒への学習保障や別室対応、適応指導教室の活用等を通して、誰一人取り残さない居場所の確保に努めている。 ② 「いじめ対応フローチャート」を全校に周知し、法に則った対応を進めている。また、生活指導連絡会、いじめ対応研修会等を通して、いじめの初期対応について、情報共有を図ったり、いじめ防止研修資料で事例別の対応例を活用したりして、研修を深めている。 ③ スクールカウンセラーをはじめとして、校内のどの大人にでも気軽に相談できるよう、小学３年、５年および中学１年生への全員面接等を通して、校内の相談体制の整備を図っている。また、心のふれあい相談員の活動上限時間数を増やし、学校の状況・必要性に応じて、柔軟に相談体制の強化が図られるよう取り組んでいる。 ④ 保護者会、懇談会等を通じて保護者同士が交流できる機会の提供に努めている。児童・生徒を支える保護者の不安に寄り添い、経済的支援を含む相談等については、適切な関係機関に繋げている。 ⑤ 学校内の個別支援を行うために、「別室対応」の充実を図っている。また、スクールソーシャルワーカーやネリマフレンドの活用、フリースクール等の民間団体との連携を図るなど学校外の支援体制の強化を図っている。 ⑥ フリーマインド（小学生対象）では、新規入室希望の児童および保護者に対して、それぞれ初回面談を行い、児童・生徒一人ひとりの状況・意向を踏まえた支援方針を作成している。また、日々の活動において、児童の様子に変化が見られた場合は、必要に応じて保護者や学校等の関係機関に連絡・情報共有を行っている。今後も児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添い、社会的自立に向けて支援を実施する。 ⑦ 不登校実態調査の結果や社会状況の変化等を反映した「練馬区教育委員会不登校対策方針」とし、不登校児童・生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けた取組を推進していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	○ 不登校や引きこもりは、一過性でなく長い期間、社会と絶縁状態が続くことも予想される。特に、思春期には精神的障害を発症しやすい時期でもあり、そっとしておく時期も必要ではあるが、そこを見逃さないことも大切である。保護者には、しっかりと相談体制を示していく必要があると考える。 ○ 11月11日付の日本教育新聞に「大阪・八尾市、不登校の中学生が減校内外に居場所設け成果」という記事が掲載された。この居場所では、会話、共同作業、将棋などを通して集団生活を送る部屋と個別学習の部屋があり、ここで過ごすことによって、子どもたちは次第に登校できるようになったとのことである。学校内に不登校の子どもが通えるスペースを作ったり、登校できない子どもには校外にこのような機能を持つ居場所を作ることが必要だと考える。不登校の子どもの状態は多様で、一人一人の子どもに丁寧に寄り添える場所が必要だと思うので、ぜひ校内や校外の居場所の設置に向け検討してただきたい。 ○ 解決が難しいいじめや不登校の問題に、多方面から取り組んでいることは評価できる。関係者による情報共有や成果を議論できる場を設け、役立つ施策に結び付けてもらいたい。また、様々な施策の周知にも力を入れてもらいたい。 ○ 大人による発見がますます難しくなってきている状況の中で、いじめがなかなか減らないことに胸が痛む。考えられる様々な手段を講じていただいていることに感謝したい。「スクールロイヤーinfo」が年間３回程度発行されているようであるが、ぜひ読んでみたい。様々な立場の専門家の意見を伺いながら対応していただきたいと考える。 ○ 学校からのアプローチは必須だが、家庭ごとに状況が違うことも加味しつつ学校・専門家・自治体の連携を密にしてほしい。 ○ 居場所支援事業やICTを活用した学習・相談支援について、登録者数や利用者数が少ない印象がある。現実にはこれらを必要とする子どもがもっと多くいると思うので、活用できる工夫をしていただきたい。

重点施策	３-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。 ○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

	項目1　一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施	
	目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。
	事業成果	(1) 学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学３年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中３勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【令和３年度】 実施会場７か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人 【令和４年度】 実施会場７か所、利用者193人、修了者183人、うち進路決定者183人 【令和５年度】 実施会場７か所、利用者208人、修了者208人、うち進路決定者207人 (2) 経済的支援 就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【令和３年度】 小学校　要保護者　334人（0.99%）　準要保護者　3,862人（11.50%） 中学校　要保護者　257人（1.90%）　準要保護者　2,311人（17.06%） 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給　324人 【令和４年度】 小学校　要保護者　287人（0.85%）　準要保護者　3,613人（10.73%） 中学校　要保護者　235人（1.75%）　準要保護者　2,099人（15.61%） 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給　241人 【令和５年度】 小学校　要保護者　286人（0.85%）　準要保護者　3,355人（10.01%） 中学校　要保護者　197人（1.46%）　準要保護者　1,952人（14.48%） 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給　259人 ※（）内は全児童・生徒数に対する割合

主な取組	今後の取組	令和元年度から週２回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。 就学援助制度については、令和５年度10月から就学援助のオンライン申請を導入している。また、保護者に対しては学校を通して毎学期制度の周知を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に対応を行っていく。
	所管課	学務課、学校教育支援センター
	項目2　外国人児童・生徒とその家庭への支援	
	目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
	事業成果	(1) 入学意思等の確認 新小学１年生と新中学１年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した（延べ人数）。また、各通知は多言語化し送付した。 【令和３年度】入学確認通知　新小学１年生138名　　新中学１年生105名 就学先確認通知　118名 【令和４年度】入学確認通知　新小学１年生161名　　新中学１年生117名 就学先確認通知　148名 【令和５年度】入学確認通知　新小学１年生145名　　新中学１年生137名 就学先確認通知　194名 (2) 日本語指導の実施 日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、日本語指導を行った。 【日本語指導を受けた児童・生徒】 令和３年度　小学校38校 75名　中学校15校 21名　計53校 96名 令和４年度　小学校41校 83名　中学校20校 31名　計61校 114名 令和５年度　小学校49校 124名 中学校22校 41名　計71校 165名 ※関連事業　こども日本語教室（地域文化部地域振興課事業推進係）
	今後の取組	令和４年度から就学先不明の外国籍児童・生徒に対して、２か月に１回就学先確認の通知を発送するよう取組を強化した。令和５年度からは仮放免の外国籍児童・生徒も対象とするとともに、令和６年度からは学校からの要請や居住先不明で返送があった場合に個別訪問も開始した。引き続き、区立学校への入学意思の確認、就学先の把握に努める。 日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。 中学生については、基本の40回×２時間＝80時間に加え、20回×２時間＝40時間の延長分を認めている。今後、児童・生徒の実態を踏まえた支援の充実策について検討する。
	所管課	学務課、教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 学習支援・生活支援は、大変重要で評価できる。支援を必要とする子どもたちや家庭に支援が確実に届くように、周知の強化にも努めてほしい。 ② 外国人児童生徒を対象とした日本語指導は大事な支援なので、成果を検証し、効果を上げてほしい。 ③ 「中３勉強会」の学習支援、就学援助制度、外国人児童、生徒への支援が福祉や保健等の関係機関と連携していることを評価する。今後も子どもたちの学びが平等に支援できるよう努めてほしい。 ④ 「中３勉強会」は、全員の進路決定など大きな成果を上げており、参加している生徒からも高い評価を得ている。また、不登校生徒の居場所的な存在にもなっている。ぜひ、他学年にも学習支援を検討してほしい。 ⑤ 日本語等の講師派遣など対応を評価する。その一方で、中学校３年生の子どもをもつ保護者の日常的な不安解消にまでは効果が及んでいないことが見受けられる。例えば、入学試験制度に対する質問や高校の学校説明会への対応など不十分な面もある。スクールソーシャルワーカーや主任児童委員など情報連携をさらに進めてほしい。 ⑥ ヤングケアラーなど、本人の自覚が薄い場合が多い。家庭の状況により、福祉部署との連携が必要であると考える。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 就学援助のお知らせについて多言語化し、外国籍児童・生徒に周知するなどの取組を実施している。引き続き、支援を必要としている世帯に情報が行き届くよう工夫していく。 ② 日本語指導における主な課題は、①取り出し授業形式であるため、授業との兼ね合いで定期的な指導時間数を確保するのが困難な場合（運動会等の行事が重なる時期、夏季休業期間等）があること、②高学年になるほど、言語習得に要する時間数は増える傾向にあるが、特に中学生の現状の指導時間数では、当該学年の学習内容に対応できる言語力を身に付けることが困難な場合があることである。今後は、より実態を正確に把握し、必要な対策を検討していく。 ③ 「中３勉強会」について、対象者が興味を持ち参加につながるよう、案 ④ 内チラシのデザイン変更や、福祉部と連携した継続的な対象者への声掛けに取り組んでいる。引き続き、個々の利用者に適した丁寧な学習支援を行い、全員が目標とする進路に進めるようにするため、福祉部と連携した勉強会の周知に取り組む。 また、他学年への支援として、各小中学校で全学年を対象に実施している地域未来塾や、小学４年生から中学２年生を対象としたひとり親家庭向け訪問型学習支援を実施している。引き続き、関係部署との情報共有に努め、一人ひとりに合った学習支援に取り組む。 ⑤ 外国人児童・生徒への日本語指導を継続するとともに、今後指導時間数の拡大を検討していく。外国人児童生徒およびその保護者への進路指導については、東京都教育委員会が「日本語を母語としない生徒のための東京高校進学ガイド」を作成したり、「日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイダンス」を開催したりしており、リーフレット等を通して中学校から周知している。各中学校のスクールソーシャルワーカーや主任児童委員等とも必要な情報を共有し、生徒および保護者に伝えるよう働きかけていく。 ⑥ ヤングケアラー自身が世話の影響に気づき、外部に支援を求める状況は少ない。そのため、ヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげるためには、周囲の大人が早期に子どもの変化に気づくことが重要である。社会的認知度をあげるために、教職員向けの研修を実施した。ふれあい月間にて、子供向けにヤングケアラーについての理解・啓発を行うとともに、生活アンケートを通して把握に努める。把握した際は、子ども家庭支援センターへつなげている。また、ヤングケアラーチェックシートを活用し、福祉・教育・子育て等の関係機関と円滑に連携できるようにし、個々の状況に合わせた支援を進めていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	○ 様々な家庭環境で育つ子どもには、「安心して過ごせる居場所」が重要であると考える。中３勉強会や地域未来塾などはとても良い資源であると考える。 ○ 中３勉強会に参加している生徒からは高い評価を得ている。また、不登校生徒の居場所的な存在にもなっている。ぜひ継続し、拡大していただきたい。特に、生徒募集に当たっては、スクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、中３勉強会への参加を呼びかけていただきたい。 ○ 中３勉強会の成果は確実に出ていて素晴らしい。一方で、参加率や周知率を考えると完璧とは言えず、１人でも見落とさないように、本当に助けを必要としている生徒はまだいることを忘れる事なく、接触方法を工夫し続けてほしい。 ○ 学習支援・経済的支援は評価できる。漏れがないように充実を図ってもらいたい。 ○ 外国人児童・生徒の日本語指導を丁寧に行っていることは評価できる。さらなる充実をお願いしたい。 ○ 日本語等の講師派遣など、とても良く対応して下さってると考える。その一方で、中学校３年生の子どもを持つ保護者の日常的な不安解消にまでは、効果が及んでいないことが見受けられる。何らかの工夫が必要かと考える。 ○ ヤングケアラーについては、子ども自身の気づきにくさはあるが、何よりケアされている家族にも事実と向き合ってもらいたい。ケアされる側にも認識できる手段を福祉部と連携して構築してもらいたい。

重点施策	３-③ 障害のある子どもたちなどへの支援	
	概要	○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。 ○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。 ○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

主な取組	項目1　障害理解への取組の充実	
	目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。
	事業成果	特別支援学校の小中学部に在籍している児童・生徒が、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、地域の区立小中学校に副次的な籍を置き、交流を行っている。 令和５年度は授業や行事などに参加する直接的な交流を74人、お手紙の交換などを行う間接的な交流を46人が行った。令和４年度と比較すると直接的な交流を行った児童・生徒数が16人増加した。 (1) 副籍交流の実施 令和２年度から令和４年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの交流やお便り交換などの間接的な交流が主流となった。 令和４年度の後半からは直接交流も徐々に再開し、レクリエーションや行事、授業への参加が行われた。 令和５年度は直接交流を行った児童・生徒がさらに増加した。 一方、コロナ禍においても、知的障害学級と通常の学級間における学校行事や休み時間等での交流は継続して行った。 (2) 研修会の実施 【令和３年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間２回実施 特別支援教育研修会を年間１回実施 【令和４年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間２回実施 特別支援教育研修会を年間１回実施 【令和５年度】 特別支援教育コーディネーター連絡会を年間２回実施 特別支援教育研修会を年間３回実施
	今後の取組	副籍交流について、実施した事例をまとめ、「副籍交流一覧」として公開することや、直接的な交流およびICT機器を活用した交流を各校に働きかけ、引き続き充実した副籍交流が行えるよう取り組む。また、特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解のための教育を推進していく。
	所管課	学務課、教育指導課

	項目2　ICTを活用した学習支援の推進	
	目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。
	事業成果	【令和３年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。 【令和４年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 マルチメディアデイジー教科書を全校で使用できるようにした。 【令和５年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。 マルチメディアデイジー教科書の全校使用を継続した。
	今後の取組	特別支援教育に効果的なデジタル教材の導入を引き続き検討する。
	所管課	教育施策課、教育指導課
主な取組	項目3　医療的ケア児支援体制の充実	
	目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
	事業成果	平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、支援を実施してきたが、令和５年度に新たに「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア支援方針」を策定し、モデル事業として行っていた血糖値測定等の処置を正式に処置項目に追加し、受入れの拡充や物品等を配備するなど支援充実を図った。 また、医療的ケア児等支援連携会議の中に教育・子育て分野に特化した会議を設置し、教育現場における医療的ケア児への対応について、医師等の意見も踏まえ検討した。 【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和3年度 小中学校7校、学童クラブ5施設、幼稚園2園、保育園3園 計13名 令和4年度 小中学校8校、学童クラブ6施設、幼稚園2園、保育園4園 計16名 令和5年度 小中学校8校、学童クラブ4施設、保育園5園　計　15名
	今後の取組	令和５年度に策定した「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア支援方針」に基づき、実施していく。
	所管課	学務課、子育て支援課、保育課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 障害のある子どもたちに対する全教員の理解を深める取組を強化してもらいたい。障害理解への取組の中にピアサポートを取り入れることを検討してほしい。 ② 副籍交流は障害について知ることや地域での友達、顔見知りを作る大切な機会だと考える。オンライン交流と併用しながら行事やイベントを利用して子どもたちだけでなく、教員や保護者に伝えていく場面も作ってほしい。また、迎え入れる教員の障害理解、専門性の向上をしてほしい。 ③ 教育と医療との連携を進め、教員が医学的な視点、特別支援教育的な視点をもち、一人ひとりの児童生徒に応じた関わりを持てるような研修が必要ではないかと考える。 ④ 医療的ケア児の支援を着実に充実させていることは高く評価できる。さらに推進してもらいたい。一方で、医療的ケア児について、知らない人が多いと感じているため、広報や情報発信に力を入れてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 障害のある子どもたちに対する全教員の理解やその取組について、職層ごとに特別支援教育に関する研修を積極的に取り入れている。更なる理解促進として、ピアサポートなども含め研修方法等についても検討していく。 ② 副籍交流を実施した事例をまとめた「副籍交流一覧」を広く周知するとともに、就学相談での情報提供を引き続き行う。 ③ 医学的な視点や特別支援的な視点を踏まえた研修を推進し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し指導できるよう工夫していく。 ④ 医療的ケア児等の受入れを推進するとともに、新たな医療行為の受入れについても協議し、蓄電池等の必要な物品を配備するなど、医療的ケア児が安全安心に過ごせる環境を整備していく。 令和５年度に設置したこども発達支援センターの医療的ケア児に関する総合相談窓口と連携した相談機能の充実や、令和５年度に作成した「医療的ケアのあるお子さんのための支援のしおり」を活用し、情報発信に努めていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	○ 特別支援学校に通う生徒は重度重複障害を持つ子が多い。本来なら、住まいの学区の学校へ通う地域の子どもであるはずが、地域を外れ、スクールバスで特別支援学校に通っている。その地域や同級生との縁が薄れ、家族も離れてしまう。それを少しでも回避するために副籍交流がある。国連の障害者権利委員会からの勧告もあったように、インクルーシブ教育の実現までには、まだ議論や方法の検討が必要だが、せめて副籍交流はこれまで以上に活発に行ってもらいたい。 ○ 教員や子どもたちの障害理解のための教育をより一層推進してもらいたい。 ○ 教育と医療との連携を進め、先生方が医学的な視点、特別支援教育的な視点を持ち、一人一人の児童生徒に応じた関わりを持てるような研修が必要ではないかと考える。 ○ 教員の専門的知識の向上を図るとともに、周囲への周知や共生を伝える交流をもっと増やしてほしい。 ○ 医療的ケア児支援体制を毎年充実させていることは評価できる。

○子育て分野

1　子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策	1-①　相談支援体制の充実	
	概要	○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。 ○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。

主な取組	項目1　乳幼児親子の身近な相談場所の拡充	
	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。
	事業成果	○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 おひさまぴよぴよ利用実績　　相談員配置か所 【令和３年度】　延べ23,592人　７か所 【令和４年度】　延べ22,096人　７か所 【令和５年度】　延べ21,061人　８か所 ○ 学童クラブ室を活用した子育てのひろば（にこにこ）のうち児童館で実施している「にこにこ」に相談員を配置した。 【令和３年度】２か所配置（新規配置なし） 【令和４年度】４か所配置（新規２か所配置） 【令和５年度】５か所配置（新規１か所配置）
	今後の取組	令和５年度におひさまぴよぴよを１か所新規開設し、相談員を配置した。引き続き、「子育てのひろば」など乳幼児を抱える保護者が身近な相談場所で子育てに関する相談のできる場所を拡充する。
	所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課
	項目2　オンラインによる相談と情報発信の充実	
	目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。
	事業成果	○ 令和２年５月から、地域子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和３年度】191回実施　親子延べ2,284人参加 【令和４年度】128回実施　親子延べ　884人参加 【令和５年度】　83回実施　親子延べ　615人参加 ○ 令和２年９月から、web会議システムを活用した練馬こどもカフェのオンライン開催を開始した。 【令和３年度】８回開催　親子延べ29組参加 【令和４年度】１回開催　親子延べ４組参加 【令和５年度】４回開催　親子延べ14組参加
	今後の取組	引き続き、オンラインひろばおよび練馬こどもカフェのオンライン開催を実施していく。
	所管課	こども施策企画課、在宅育児支援担当課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 外遊びの場「おひさまぴよぴよ」、子育てのひろば「にこにこ」は、子どもを遊ばせながら気軽に会話をして子育ての悩みなどが相談できる。着実に実施されていることは評価できる。一方で、相談員の配置場所をさらに増やしてほしい。 ② 孤独な子育てをすることなく、育児の不安や悩みを気軽に相談できる場は貴重である。親同士の友達が欲しいという声もある。何気ないおしゃべりができる場でもあるようにしてほしい。 ③ コロナ禍の対応として実施されたオンラインによる相談や保護者同士の交流の場の提供は、今後も推進してほしい。また、対面での相談が必要な方も考慮して、多様な相談体制を構築してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① おひさまぴよぴよを実施する区内全８か所のほか、児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば５か所にも相談員を配置した。引き続き、気軽に子育ての悩みが相談できる場所を拡充していく。 ② 何気ないおしゃべりができるなど気軽な育児相談ができる場として、子育てのひろばの取組を充実していく。 ③ 外出することが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるよう、引き続き、オンラインひろばや練馬こどもカフェのオンライン開催を実施していく。 対面やオンラインなど多様な手法で子育て支援講習や交流会等を実施し、相談や保護者同士が交流できる場を提供していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	○ 就学前の親子交流の場を増設し、徒歩圏内で配置しているところを評価する。 ○ 身近な相談場所やオンラインによる相談の充実が毎年進んでいることは評価できる。場所や回数を増やしてもらいたい。 ○ 乳幼児親子の相談場所の拡充やオンラインを活用した相談機能の充実など、育児の孤立化や虐待防止に努めていただいている点を高く評価したい。今後も継続して事業の充実に努めていただきたい。

重点施策	１-②　新しい児童相談体制の充実	
	概要	○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。 ○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。

主な取組	項目1　都との連携強化	
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。
	事業成果	○ 都児童相談センター（令和６年６月からは都練馬児童相談所）から送致された事案に対応している。 都児童相談センターからの事案送致数の推移 【令和３年度】341件 【令和４年度】451件 【令和５年度】577件 ○ 令和２年７月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな対応や支援につなげてきた。 ○ 令和３年８月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う取組を開始した。 【令和３年度】43件（令和３年８月から令和４年３月まで） 【令和４年度】45件 【令和５年度】53件
	今後の取組	東京都は、令和６年６月に東京都練馬児童相談所を子ども家庭支援センターと同一施設内に設置した。都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等を随時実施するなど、都区連携をさらに強化していく。
	所管課	子ども家庭支援センター
	項目2　子ども家庭支援センターによる支援体制の充実	
	目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談にきめ細やかな対応をする。
	事業成果	○ 令和５年度は専門職員を６名増員し、体制強化を図った。 児童相談件数　職員数（うち専門職員） 【令和３年度】　9,532件　65人（50人） 【令和４年度】　10,798件　68人（52人） 【令和５年度】　13,930件　76人（58人） ○ スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB(児童福祉司・児童心理司)による助言・指導を実施している。 ○ あわせて、令和６年度から、子ども家庭支援センターの組織を、児童相談業務と育児支援サービスの２課体制に再編し、体制を強化した。
	今後の取組	増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。
	所管課	子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	①（仮称）東京都練馬児童相談所が、子ども家庭支援センターと同一施設内に設置されることに大きな期待を寄せている。相談者の観点に立てば、最初から児童相談所へ行くにはハードルが高いこともあり、まずは身近な区の方へ相談に行くと思う。その方向に進んでいることを評価する。 ②「虐待防止研修」を福祉施設、学校を対象に実施してほしい。現場での発見、通告が早期発見につながると考える。今後も他機関との連携による早期発見に期待する。 ③ 東京都と共同して子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を設置、スーパーバイザーの活用や専門職員の増員、虐待通告初期対応の振り分けやその担当決め、毎年新しい取組をしていることを高く評価する。 ④ 新しい支援体制の強化が進んでいることは高く評価できる。また、大変難しい問題に取り組んでいる職員の方々に敬意を表する。再発防止の取組を強化していくことを継続してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	①「練馬区虐待対応拠点」の運営を通して培ってきた都区連携の実績を活 ④ かして、東京都練馬児童相談所とより一層の連携を図りながら、虐待の早期発見・早期対応および再発防止に取り組んでいく。 ② 引き続き、関係機関に対して、全体や個別での研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し関係機関と連携して早期発見に努めていく。 ③ 専門職員の増員や虐待通告初期対応の振り分けについては、今後も拡充していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄		
	3	○ 児童相談所が設置され、相談体制がより重層的になってきたと考える。一層の連携を図り、虐待等の早期発見、早期対応に期待する。 ○ 支援体制が毎年充実してきていることは高く評価できる。平行して、虐待の再発防止と虐待そのものを減らす施策にも取り組んでもらいたい。 ○ 心労の多い部署かと思われるので、職員のケア体制の強化も図ってもらいたい。 ○ 増加する児童相談や虐待通告に対し、相談や支援をきめ細かく行ってる点を高く評価したい。相談内容が多様で対応困難な場合も多いかと思うが、子どもを取り巻く多くの関係機関で情報共有が行うことができれば良いと考える。 ○ とても大変でデリケートな分野でもあり、重要性は計り知れない。支援体制への取組に対して高く評価したい。

重点施策	１-③　支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	
	概要	○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内５か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。 ○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。 ○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

主な取組	項目1　発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業成果	○ 平成30年４月から５か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。 【令和３年度】４施設月２回実施、１施設月１～２回実施 【令和４年度】５施設月２回実施 【令和５年度】５施設月２回実施 ○ 令和２年度からファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。 【令和３年度】利用児童数　延べ1,095人 【令和４年度】利用児童数　延べ1,242人 【令和５年度】利用児童数　延べ1,677人
	今後の取組	「のびのびひろば」は実施回数を増やし、５施設全てで月２回実施している。引き続き、こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子が自由に遊べて相談できる場を提供していく。 障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業で引き続き、軽度障害児の受入れを実施する。
	所管課	在宅育児支援担当課
	項目2　障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業成果	○ 認可保育所に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。 なお、私立保育所への巡回指導は令和３年度から開始している。 【令和３年度】区立保育所巡回指導回数　171回 私立保育所巡回指導回数　179回 【令和４年度】区立保育所巡回指導回数　179回 私立保育所巡回指導回数　194回 【令和５年度】区立保育所巡回指導回数　180回 私立保育所巡回指導回数　237回 ○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【令和３年度】７件　受講者数　588名 【令和４年度】７件　受講者数　620名 【令和５年度】７件　受講者数　709名
	今後の取組	引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向けに研修を実施していく。 区立保育所は、令和7年4月から障害児の受け入れ枠を拡充する。私立保育所等（地域型保育事業含む）に対しては、巡回指導および施設訪問を行い、障害児の受入れに関する相談の場を設け、受入れ拡大に繋げる。
	所管課	保育課

	項目3　ひとり親家庭等への支援	
	目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
	事業成果	【令和３年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当　4,720人 児童育成手当　7,019人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成　2,911世帯　4,111人 【令和４年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当　4,503人 児童育成手当　6,846人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成　2,785世帯　3,946人 【令和５年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当　4,340人 児童育成手当　6,458人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成　2,732世帯　2,795人
	今後の取組	引き続き、生活福祉課ひとり親家庭支援係と連携しながら、ひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 支援の取組が進んでいることは評価できる。支援を必要としている家庭が確実に支援につながるように、周知の強化にも努めてほしい。 ② 障害の克服や将来計画について専門的アドバイスが受けられる機会を提供してほしい。 ③ 障害の種類は多様なため、研修だけで理解することは難しい。巡回指導回数が着実に増えてきている点を評価する。障害児を受け入れた園の見学や実践報告を通して、教員がさらに進んだ研修ができるよう努めてほしい。 ④ ひとり親家庭の保護者が夜遅くまで仕事をしている場合、親や子どもの精神的な負担はかなり大きい。主任児童委員などの力を借りながら子育てをしている家庭もあるようだが、手当の支給以外に何か支援方法がないかと考える。ぜひ福祉部との連携を進めて対応してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① すくすくアドバイザーや子育てのひろば等で子どもの発達についての相談があった場合、必要に応じて「のびのびひろば」の利用を提案する。また、区ホームページやSNSでの実施日等の周知を継続する。 ② 「のびのびひろば」では、月に１回、子ども発達支援センターから相談員を派遣し、必要な支援につながるように助言する。 ③ 今後とも、認可保育所への巡回指導や、保育施設職員への研修実施を着実に積み重ねていく。また、障害児受入れに関する説明会を継続して実施し、各園の実情を把握しながら、さらなる受入れ拡大を図っていく。 ④ 手当の支給や医療費の助成以外のひとり親家庭への必要な支援については、所管部署につなげられるよう、福祉部との連携に取り組んでいく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	○ 様々な取り組みが進んでいることは評価できる。 ○ 発達に不安がある親の場合は、障害があったとしても家族の受容に時間がかかる。のびのびひろばなど、心配事を相談できる親同士の仲間づくりの場も大切である。更に周知と充実を期待する。 ○ 障害のある親子支援分野において、当事者家庭からすると少しの情報でも気になることと思う。交流の場を増やしていることを評価したい。その場に専門家や先輩保護者を招いて交流するなど、たくさんの情報が飛び交う場にしてほしい。 ○ ひとり親家庭で親が病気になったときの支援として、ヘルパー派遣のような支援も検討してもらいたい。 ○ ひとり親家庭への手当の支給も大切で必要なことであるが、それ以外にも必要な支援があるのではないかと考えるので、ぜひ福祉部との連携を進め対応していただきたいが現状はいかがか。

２　子どもの教育・保育の充実

重点施策	２-①　家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。 ○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を増設します。 ○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。

主な取組	項目1　練馬こどもカフェの拡充	
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。
	事業成果	令和元年度に事業を開始。民間のカフェなどと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者などの協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大した。 【令和３年度】６か所　全68回開催　親子延べ217組参加 【令和４年度】７か所　全81回開催　親子延べ229組参加 【令和５年度】８か所　全102回開催　親子延べ285組参加 ※令和２年度から開始したオンライン開催を含む。
	今後の取組	令和６年度は新たに３か所増やし、全10か所で実施している。
	所管課	こども施策企画課
	項目2　子育てのひろばの増設	
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。
	事業成果	０～３歳の乳幼児親子が自由に来室する子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまぴよぴよ」を整備している。 子育てのひろばおよび「おひさまぴよぴよ」の設置状況（各年度末時点） 子育てのひろば　　おひさまぴよぴよ 【令和３年度】公設　11か所　民設　15か所　７か所 【令和４年度】公設　11か所　民設　15か所　７か所 【令和５年度】公設　11か所　民設　16か所　８か所
	今後の取組	民設子育てのひろばは、新たに１か所開設し、令和５年度末時点の施設数は16か所となった。引き続き、親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充に取り組んでいく。
	所管課	子ども家庭支援センター　在宅育児支援担当課

主な取組	項目3　公園等を活用した外遊びの取組	
	目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。
	事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【令和３年度】参加者数　延べ14,602人 【令和４年度】参加者数　延べ11,818人 【令和５年度】参加者数　延べ12,135人
	今後の取組	引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 大人はオンラインで相談や交流ができるが、子どもがオンラインで交流できるのはゲームくらいである。砂遊びや鬼ごっこ等の外遊びの体験を多くすることが就学してからの運動不足の改善につながると考える。保護者もまた、練馬こどもカフェ、おひさまぴよぴよを利用した対面の交流も必要である。子育ての悩みや相談ができる開設場所が増えていることを評価する。 ② 全体としてこれらの取組を高く評価したい。練馬こどもカフェや子育てのひろばの増設は積極的に進めてほしい。また、公園等を活用した外遊びについては、練馬区の自然環境を生かして外遊びができる「子どもの森」のような場所をもう少し増やすよう取り組んでほしい。 ③ 子どもが自然の中で過ごすことは感性を育むうえで大切なことなので、安全な外遊びの場を数多く提供してほしい。 ④ 様々な子育て支援サービスが充実している。参加者も多いので引き続き実施してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するなど、引き続き在宅子育て世帯への支援の充実を図る。 ② 地域バランスを考慮し、チェーン店をはじめ、個人経営の喫茶店などの ③ 幅広い情報を収集し、練馬こどもカフェの実施店舗拡大を図る。 外遊び事業等を実施する団体への補助を継続することにより、子どもの安全な外遊びの場の提供を行った。また、児童館でも、ナイトハイク（夜間の公園散策）などのイベント等を実施した。 令和６年度は、ねりまの森こどもフェスタをみどり推進課が区内８か所の憩いの森などで初開催している。 ④ 乳幼児親子の身近な居場所であり、職員へ気軽に相談できたり保護者同士が交流できる子育てのひろばの拡充に取り組み、安心して子育てできる環境を整備する。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	○ いずれの取組も拡充しており評価できる。 ○ 様々な子育て支援サービスが充実している。事業成果として参加者も年々増加していることから高評価であると考える。 ○ 保護者がリフレッシュできる場になるようにさらなる充実をお願いしたい。 ○ カフェという形で気負わず、リラックスできる場の提供は素晴らしいと思う。まだまだ周知面と数が課題と考える。 ○ こどもカフェの充実や子育ての広場の増設や外遊びの取組の整備など、とても良くやっていただいていると思う。特に、乳幼児期は人間としての基盤を作る極めて重要な時期であるので、このような取組と広報の充実を今後も継続していただきたい。

重点施策	２-②　練馬こども園の充実	
	概要	○ 幼稚園において、通年で９時間から11時間の預かり保育や０～２歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な取組	項目1　練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる。
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度から、新たな仕組みとして短時間型（９時間以上）および低年齢型（０～２歳）を創設した。 【令和３年度】認定園数　25園（実園数23園、定員1,689名） 新規認定　３園（短時間型２園、低年齢型１園（標準型として既に認定している園と重複）） 【令和４年度】認定園数　26園（実園数24園、定員1,869名） 新規認定　１園（短時間型１園） 【令和５年度】認定園数　28園（実園数26園、定員2,128名） 新規認定　２園（短時間型２園）
	今後の取組	令和６年度から開始した開設準備経費と職員への家賃手当補助を継続し、引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。また、２歳児までの保育施設との連携を充実し、卒園後の受入先としての役割を強化する。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 練馬こども園の拡大を積極的に進めていることを評価する。今後も継続してこの充実に努めてほしい。 ② 安全で質の高い保育が提供できるように、引き続き職員の資質・能力の向上に努めてほしい。また、利用者の要望を取り入れた改善も進めてほしい。 ③ 長時間預かり保育の充実により保護者が働ける環境が整ってきている。保育士同士の研修や交流の場面設定をしていることを評価する。保護者とのやりとり、虐待防止など課題が多い保育現場にも保育士アドバイザーのような人材も今後検討してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き練馬こども園の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにする。 ② 幼稚園教諭と保育士の相互交流事業や、虐待防止等の研修の充実、保育 ③ 園の看護師・栄養士を幼稚園に派遣して講座を実施するなど、練馬こども園の職員の資質・能力の向上に努めていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	○ 安全で質の高い保育の提供ができるように、人材確保と資質の向上に努めてほしい。 ○ 受け入れ可能人数が増えていることは評価できる。 ○ 安全で質の高い教育・保育サービスが提供できるように職員の資質・能力向上に努めてもらいたい。特に、実効性のある安全教育を確実に行ってもらいたい。 ○ 多様化している利用者のニーズに応えつつ、認定園と定員の拡大に取り組んでいくことを高く評価する。 ○ 毎年、数が増えていることを高く評価したい。年齢の幅が広がり、時間が長くなることで保護者の選択肢が増えていて助かる。

重点施策	２-③　保育サービスの充実	
	概要	○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。 ○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。 ○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。

主な取組	項目1　保育施設の定員拡大	
	目標	認可保育所207所（定員17,443名）
	事業成果	保育施設の新規整備による定員拡大等を行った結果、令和３年度から４年連続で待機児童ゼロを達成した。 【令和４年４月１日現在】 認可保育所　197所（定員16,780名）　待機児童数　0名 【令和５年４月１日現在】 認可保育所　206所（定員17,447名）　待機児童数　0名 【令和６年４月１日現在】 認可保育所　207所（定員17,767名）　待機児童数　0名
	今後の取組	待機児童数ゼロが継続できるよう、保育需要の状況に対応した整備を図る。
	所管課	保育計画調整課
	項目2　窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所（委託園）におけるICTの導入推進
	事業成果	○ 令和２年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和３年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。 ○ 令和５年10月からオンラインの入園申請を開始し、スマートフォン等による申請が可能となった。 ○ 全区立園（60園）へのICT導入が完了した。
	今後の取組	オンラインによる入園申請の利便性を広く周知することにより、利用者の拡大を促進する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

主な取組	項目3　保育サービス水準の向上	
	目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。
	事業成果	○ 区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。 【令和３年度】区立保育園　22件　　私立保育所等　50件 【令和４年度】区立保育園　23件　　私立保育所等　48件 【令和５年度】区立保育園　24件　　私立保育所等　55件 ○ 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。 【令和３年度】私立保育所等　284施設　327回 区立委託園等　26園　549回 【令和４年度】私立保育所等　282施設　282回 区立委託園等　28園　622回 【令和５年度】私立保育所等　285施設　286回 区立委託園等　30園　677回 ○ 全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。 【令和３年度】36回　受講者数　2,590名 【令和４年度】38回　受講者数　2,815名 【令和５年度】42回　受講者数　3,662名 ○ 東京都指定キャリアアップ研修を実施した。 【令和４年度】３回　受講者数　166名 【令和５年度】３回　受講者数　117名
	今後の取組	引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行う。 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、職員の処遇改善につながる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 待機児童ゼロの継続とICTの積極的活用、さらに職員研修の推進も評価できる。引き続き職員の資質・能力の向上にも努めてほしい。 ② 保育所のオンライン申請、連絡帳機能のICTの導入で、保護者と保育士の双方が時間短縮できることで保育現場や家庭で子どもと向き合う時間が増える。全施設導入に向けての取組を引き続き努めてほしい。 ③ 若い親世代ではICTの活用は日常的なことなので、保育サービスでもこれらの拡充が行われていることはとても評価できる。今後も充実させてほしい。一方、対面での相談や支援を必要とする方も一定数いることを踏まえて、従来の窓口による対応も引き続き柔軟に応じていくことが必要である。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 今後とも、待機児童ゼロの継続と、保育サービス水準の維持向上のための巡回支援や職員研修を実施していく。 ② 全区立園へのICT導入が完了し、今後は利用状況を把握しながら園運営 ③ の効率化に努めていく。また、オンラインサービスの積極的な区民周知を行い利用者の拡大を推進する。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	○ 待機児童ゼロの継続、ICTの導入、さらに職員研修の推進は高く評価できる。引き続き保護者の要望を施策に反映してほしい。 ○ ICT化が進んでいる。若い親世代ではICTの活用は日常的なことなので、保育サービスでもこれらの拡充が行われていることについて、高く評価したい。 ○ オンライン申請開始により都合の良い時間・場所で申請ができ、その分で親子の時間が確保できるため、とても良い取組だと考える。 ○ 第三者評価の受審促進とあるが、第三者評価の具体的な方法を知りたい。 ○ 今後とも、待機児童ゼロの継続と保育サービスの質の向上のための第三者委員による受審を促進してほしい。 ○ 事故が起きないよう安全管理を徹底してほしい。関連して、職員が余裕をもって保育に当たれるよう指導・施策を施してほしい。

３　子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策	３-①　安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な取組	項目1　ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業成果	＜ねりっこクラブ＞ 【令和４年４月１日現在】 実施校数　45校（新規実施８校：豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小） 【令和５年４月１日現在】 実施校数　52校（新規実施７校：南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小） 【令和６年４月１日現在】 実施校数　59校（新規実施７校：豊玉南小、早宮小、光が丘四季の香小、大泉第四小、大泉西小、南田中小、南が丘小） ＜ねりっこプラス＞ ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した。
	今後の取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 居場所づくりが充実していることを評価する。 ② ねりっこクラブの全校実施が着実に進んでいること、またねりっこプラスによるフォロー体制も充実していることは高く評価できる。さらに、地域の人たちを含む関係者との意見交換会の開催も評価でき、継続して実施してほしい。 ③ ねりっこクラブに入れなかった児童へのねりっこプラスによる待機児童ゼロ対策や、小学校との連絡会議の実施により教員と職員が情報共有していることを評価する。就学後も保護者が安心して子どもを預けて働ける環境を提供できるよう引き続き努めてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 令和７年４月に向けて、新たに３校（光和小、大泉学園桜小、橋戸小）でねりっこクラブ実施の準備を進めている。 ② ねりっこプラスは、一人でも待機児童がいる場合に実施しており、放課 ③ 後に保育が必要な児童を受け入れている。 各ねりっこクラブにおいては、毎月、小学校と連絡会議を実施しており、区職員のコーディネーターのほか児童館職員も参加し、情報交換を行っている。小学校の教員とねりっこクラブ職員との関係づくりを進め、課題のある児童について、日常的に児童の様子などに関する意見交換を行う機会を設けている。 ねりっこクラブ実施校に、ねりっこクラブ運営協議会を設置し、学校応援団やＰＴＡ、主任児童委員や青少年委員等地域の方々にも参加していただいている。定期的に行っている会議では、ねりっこクラブの運営や児童の様子などに関する意見交換に加え、児童の帰宅時の様子など地域の方々から見た児童の様子についての情報交換を行っている。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	○ ねりっこクラブ運営協議会での定期的会議はとても良い取組だと思う。情報交換しながら、子どもの安心できる居場所を作ることができるので、これからもしっかり進めていただきたい。 ○ ねりっこクラブでは、課題のある児童について、児童館職員も参加した小学校との連絡会を行う等、日常的な意見交換を行う機会を設けていることはとても良い。また、運営協議会を設置して定期的に様々な機関の方々と意見交換をするなど、大切な情報連携が進んでいる点は評価できる。 ○ ねりっこクラブの拡充とねりっこプラスによるフォロー体制により、待機児童をなくしていることは高く評価できる。引き続き、保護者の要望に沿った支援を実施してほしい。 ○ ねりっこクラブ全校実施に向けての活動に高く評価したい。さらに、ねりっこプラスの立ち上げも素晴らしいと考える。学校応援団やPTAの皆様のご協力には、大変感謝をしている。 ○ 昨今問題になっている「朝の子どもの居場所」に関して対応が必要か調査してほしい。

重点施策	３-②　児童館機能の充実	
	概要	○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。 ○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。

主な取組	項目1　乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	○児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置し、子育て応援パンフレットのリニューアルを行った。 【令和３年度】２か所配置（新規配置なし） 【令和４年度】４か所配置（新規２か所配置） 【令和５年度】５か所配置（新規１か所配置） ○児童館の出前事業の実施 【令和３年度】４か所の保健相談所で、計22回の出前児童館を実施 子育て応援パンフレットをリニューアルし、児童館や子ども家庭支援センター、保健相談所等で配布 【令和４年度】子育て関連施設（保育園、幼稚園、保健相談所、公園）への出前事業を拡大 子育て応援パンフレットを年度更新し、配布を継続 【令和５年度】実施回数の拡大とともに、図書館等へ対象施設を拡大
	今後の取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て支援施設であることをＰＲしていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2　中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	中高生の居場所・自己実現の場として、全児童館で交流や音楽活動を実施している。 【令和３年度】すべての児童館（17館）で実施 新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施 【令和４年度】すべての児童館（17館）で実施 「中高生カフェ」を含め、各館でスポーツ、クッキングなどの内容も含めた中高生事業を週２回程度実施 【令和５年度】すべての児童館（17館）で実施 開催回数を増やし、週２回以上実施
	今後の取組	中高生事業の実施回数をさらに拡大していく。また、中高生を対象とした出前事業も積極的に実施していく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① ０歳から18歳までが対象となる施設であることから、相談内容もかなり質が異なると予想する。このような状況では、他機関等との横の連携が大切になるので、様々な機関との情報連携ができるようにしてほしい。 ② 児童館は地域で子どもを育てる大切な場の一つなので、不登校の子どもたちや様々な障害を持つ子どもたちも居心地よく過ごせる場になるよう工夫してほしい。また、中高生も利用しやすいように、「児童館」の名称変更が可能ならば、検討してほしい。 ③ 保健相談所と児童館とが連携した出前児童館は、児童館を知り、利用するきっかけを作るいい試みだと考える。中高生事業の実施も強化し、公共の施設である児童館と敬老館、障害児施設等が一緒に交流できるイベントなども計画してほしい。 ④ 中高生の居場所づくりが全児童館で実施されていることを周知してほしい。 ⑤ 児童館機能をこれからも充実させてほしい。一方で、低学年から引き続き利用している子どもには利用しやすいものの、利用したい気持ちがあっても利用に至らない子どももいると思われる。そうした子どもが来館したくまた来館しやすくなるような取組も検討してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 様々な課題のある児童・生徒に対応できるよう相談支援研修やヤングケアラー研修等を実施し、職員のスキルアップを図っていくとともに、引き続き、子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し、情報共有を行っていく。 ② 不登校児に対しては、スクールカウンセラーとの連携や学習支援を行っている。障害児に対しては、職員研修を通じた対応力の強化を図っている。中高生に対しては、引き続き中高生向け事業の充実を図り、利用しやすい環境を整備していく。 ③ 乳幼児健診時に保健相談所へ児童館職員が出向き、手遊びや読み聞かせ等を行い、児童館のPRを行っている。敬老館との併設施設においては、ボッチャや縁日等の交流イベントを実施している。引き続き、交流行事の充実を図っていく。 ④ 中高生の居場所づくり事業の周知のため、令和５年度に日本大学芸術学部の協力のもと、PR音源を作成し、大泉地域の学校で昼休みに放送した。６年度には区内の全中学校・高校へ拡大し、中高生の居場所づくり事業の周知を行った。 ⑤ 保健相談所との連携強化や児童館の周知を目的とした出前児童館事業の充実を図っていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	○ 乳幼児から中高生まで幅広い事業が行われていると思う。他機関との連携を深め、一過性にとどまらず支援をつないでいくことも重要であると考える。 ○ 不登校や障害のある子どもたちへの対応も強化してほしい。 ○ 全児童館で中高生向けのイベントを週２回程度実施していることは評価に値する。周知も引き続き推進してほしい。 ○ 豊渓中学校の放課後の事業に、児童館職員の方も参加して中学生に対応していた。児童館所有の道具を持ち寄って、中学生の活動の支援をしていたことがとても良かった。このように、児童館と学校が連携して子どもたちの育成に関わる姿を高く評価したい。一方で、児童館だけでは十分に対応できない子どももいると思うので、そのような子どもへの支援策も考えていただきたい。 ○ 児童館の機能として、中高生の居場所が挙げられているが、教育要覧には、「交流や音楽活動、飲食をしながら気軽に悩みを話したり相談したりできる中高生カフェを実施している」とある。いじめや不登校、引きこもりの子どもには、社会性を育んだり、人間への信頼感を構築したりするなど多様な活動が必要な子どもがいるので、このような活動ができる体制を整えていただきたい。 ○ 児童館で様々なイベントを開催し、子どもたちの居場所となっていることを評価したい。学校の先生より身近だけど、親とは違う大人の存在が、子どもたちの成長にとても良いと感じた。０才～18才まで対象としていることをもっと周知してほしい。

重点施策	３-③　青少年の健全育成・若者の自立支援	
	概要	○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。 ○ 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。

主な取組	項目1　青少年の野外活動・地域交流事業等の推進	
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。
	事業成果	青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、収穫体験等）、文化事業（カルタ大会、中学生意見発表会等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。 【令和３年度】実施事業数　121事業　　参加人数　延べ23,010人 【令和４年度】実施事業数　218事業　　参加人数　延べ30,296人 【令和５年度】実施事業数　243事業　　参加人数　延べ54,781人
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。
	所管課	青少年課
	項目2　青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進	
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。
	事業成果	○小学５年生から中学３年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和３年度】初級（小学５・６年生）受講生　153人 中級（中学生）　受講生　90人 【令和４年度】初級（小学５・６年生）受講生　194人 中級（中学生）　受講生　92人 【令和５年度】初級（小学５・６年生）受講生　207人 中級（中学生）　受講生　90人 ○ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した青年リーダー（15歳～23歳）を対象に、リーダーとしての資質向上を目指す講習会を実施している。 【令和３年度】計３回　参加人数　延べ114人 【令和４年度】計３回　参加人数　延べ 80人 【令和５年度】計４回　参加人数　延べ147人 ○青年リーダーは、育成地区委員会の事業や小学校の移動教室、区のイベント等、様々な地域活動に参加している。 【令和３年度】地域行事参加数　２件　　参加人数　延べ 29人 【令和４年度】地域行事参加数　28件　　参加人数　延べ127人 【令和５年度】地域行事参加数　73件　　参加人数　延べ243人
	今後の取組	引き続き、青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、青年リーダーが企画段階から携わる事業に取り組む。
	所管課	青少年課

主な取組	項目3　若者の自立に向けた相談・支援	
	目標	若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。
	事業成果	○ねりま若者サポートステーションでは、就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を実施した。 【令和３年度】相談・支援　延べ3,552人　　進路決定者数　62人 【令和４年度】相談・支援　延べ3,355人　　進路決定者数　64人 【令和５年度】相談・支援　延べ3,603人　　進路決定者数　72人 ○同ステーション内に引きこもりや自立に不安を抱える若者等を対象に、居場所を提供している。利用者同士で散歩やスポーツを行ったり、地域でのボランティア活動を行う等、利用者の状況に応じ様々なプログラムを実施し、社会的自立を支援している。 【令和３年度】利用者数　延べ1,573人　（実人数149人） 【令和４年度】利用者数　延べ2,155人　（実人数115人） 【令和５年度】利用者数　延べ2,184人　（実人数 79人）
	今後の取組	引き続き、居場所を提供するとともに、相談や自立への支援を関係機関と連携して取り組む。就労の意欲が高まった方には就労の支援へ繋げるとともに定着に向けた支援を行っていく。
	所管課	青少年課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 社会とのつながりを失っている方への支援を様々な面から行っていることは高く評価できる。今後このような支援が必要な方が増えると考えられるので、支援体制の強化をしてほしい。 ② 不登校の子どもたちやコミュニケーションが苦手な子どもたちの成長のために、野外活動や地域交流活動に積極的に誘い入れる工夫を検討してほしい。 ③ 「ねりま若者サポートステーション」の相談・支援、「居場所」を開設したことで延べ利用者数が増加している。ひきこもり状態の方やニートを抱える家族の負担を減らすためにも、外出する機会が増やせる取組に努めてほしい。 ④ 居場所づくりについて、ねりま若者サポートステーションの機能の充実や他地区への設置、対象年齢を中学１年生まで引き下げるなども検討し、不登校の児童生徒から大人でひきこもり状態になっている方たちの居場所の充実に努めてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① ねりま若者サポートステーションを通じて就労したOB・OGを招いたセミナー（講話会）を新たに開催する等、支援プログラムを充実する。 また、就労体験の受け入れ先となる連携事業者の拡大を行い、利用者の就労体験の機会や就職先の選択肢を引き続き増やしていく。 就労後の支援として、OB・OG同士の座談会を新たに実施し、相互の悩みの共有や相談員によるアドバイスを行い、職場への定着サポートを充実する。 ② ねりま若者サポートステーションの利用者には、不登校やひきこもり状 ③ 態の方等、コミュニケーションが苦手な方も多いため、コミュニケーション講座を実施（令和５年度91回実施）している。また、利用者同士での散歩やスポーツ、地域でのボランティア活動等の、野外活動・地域交流活動への参加も相談員から案内している。 ④ 居場所事業では、講座内容の見直しや新規講座の実施による支援充実のほか、相談員を１名増員し支援体制を強化している。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	○ 様々な支援を行っていることは高く評価できる。一方、社会とのつながりを失っている方を支援につなげる方策を強化してほしい。 ○ 青少年の野外活動・地域交流事業等の参加人数が増加していることから、ニーズの高さが理解できる。 ○ 不登校の子どもたちやコミュニケーションが苦手な子どもたちも野外活動や地域交流活動に誘い入れてもらいたい。また、居場所の提供も推進してほしい。 ○ ねりま若者サポートステーションでは、相談・支援の件数に比べ、進路決定者が少ないことが気になるところではあるが、就労に非常に困難な課題を持っていることが理解できる。引き続きしっかりと定着支援を行っていただきたい。 ○ 居場所づくりについて、ねりま若者サポートステーションの機能充実や他地区への設置、対象年齢を中学校１年生まで引き下げることなどもぜひ検討し、不登校の児童・生徒から大人で引きこもり状態になっている方たちを対象にした居場所の充実に努めていただきたい。特に、教育要覧180ページにあるように、若者自立支援は15歳以上方を対象とするが、中１から15歳までは学校教育が担当する年齢かと思う。中学校１年生から継続して関わる支援員の存在が、この年代ではとても大切になると思うので、教育分野と子育て分野の接続期に、子どもと関わる事ができる体制づくりをお願いしたい。また、居場所事業で相談員を１名増員したことは高く評価したい。 ○ 若年無職者(ニート)や引きこもり対策に一定の評価をしたい。しかしながら、相談してくれる方より１人で悩まれている方やご家庭の方が多いと考える。情報提供方法や回数を増やすなどして、１人でも多くの人に活動内容を伝える工夫を模索し続けてほしい。

Ⅴ　点検・評価に関する有識者からの意見および助言

漆澤　その子
（武蔵大学人文学部教授）

令和６年度の点検および評価について拝見いたしました。いずれの項目につきましても取組事業やその成果、また進行中の取組や今後の方向性が明確に記され、適正に評価されているように見受けました。とりわけ、子育て分野において総合評価の高い項目が多くなっていたようです。現場で担当されている職員の皆様ならびに教育委員会・関係各部局の皆様に敬意を表したいと思います。ここでは、子育て分野のみならず教育分野につきましても施策が特に良好な項目に関して意見を述べていくことにします。

まずあげたいのは、教育分野において評価が高かった 2-①「家庭教育への支援」における項目 1「家庭教育への支援」の事業成果についてです。15 回開催された講演会では、不登校に関連するテーマが多く見られました。不登校はいじめなど原因が明確なものとはかぎらず、どの児童・生徒の身にも起こりうる事象です。それだけに、不登校児童・生徒への支援をしている講師や、大学で不登校の研究をしている講師から直接お話をうかがえる機会は、保護者にとって心強いものになるでしょう。また、同様に 3-②「さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援」からも保護者の抱く不安がうかがえます。経済格差や母語の違いによる教育格差はあってはならないことです。これまでも堅調な成果をあげている中３勉強会や日本語を母語としない者への学習支援に一層注力されることを期待します。

次に子育て分野については、まず 2-②「練馬こども園の充実」と 2-③「保育サービスの充実」に関して所見を述べます。「練馬こども園」や認可保育所などの保育施設が着実に拡大していることは、大いに評価できるところです。しかしながら一方で、全国的に幼稚園教諭や保育士に対する待遇改善が求められています。「練馬こども園」や区内保育施設等の拡大にともない「職員の資質・能力の向上」に努めることが掲げられていますが、そのためにも大切な子どもの命を預かる彼ら「職員」に対する待遇のさらなる向上に努めていただきたいと考えます。

最後に、子育て分野 3-①「安全で充実した放課後の居場所づくり」についてあげたいと思います。「ねりっこクラブ」が順次拡大していることは、大変望ましいことと考えます。その上で、さらに注目したのは「ねりっこプラス」の存在です。残念ながら学童クラブに入れなかった、という声を聞くことが多い昨今、一人でも待機児童がいる場合は「ねりっこプラス」を実施しているという現状は、保護者にとって大きな安心感につながることと思います。こうした拡大事業をおこなうにも、やはり相応の資質と能力をもった人材が必要であり、その点についても積極的に取り組んでいただきたいところです。

小櫃　智子
（東京家政大学子ども支援学部教授）

令和６年度「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告」を拝見いたしました。各項目について、適切かつ丁寧な点検・評価がなされていると思います。令和６年度の点検・評価の報告を受け、今後の練馬区の教育行政の方向性について期待することとして、「学びの連続性と乳幼児期の教育の重要性」、「人権教育と子どもの人権の尊重」、「家庭との協働による教育・保育の推進」の３つの観点から意見を述べさせていただきます。

１．学びの連続性と乳幼児期の教育の重要性

子どもの教育施設は、保育所・幼稚園・こども園から始まり、小学校、中学校、高校へと繋がっていきますが、これまでそれぞれの教育の充実に注力して取組が行われている傾向が強くありました。練馬区の重点施策「1－①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実」では、幼・保・小が連携した育ちと学びの連続性や小・中の一貫教育が掲げられ、「練馬区幼保小連携推進方針」の策定や「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」への改訂、「小中一貫教育の取組プログラム」の作成がなされたことはたいへん評価されることと思います。今後は、これらの実践や検証、ブラッシュアップにより、学びや育ちの連続性を重視した教育の推進が図られていくことを大いに期待するものです。そのためには、各段階における教育施設の教員が、互いの教育の理解を深めるための一歩踏み込んだ取組が今後はさらに必要となると考えます。

学びの連続性を考える上で、学びの始まりである乳幼児期の教育は極めて重要です。乳幼児期の教育の質が、その後の教育に大きな影響を与えることは諸外国の研究だけでなく、近年は日本における研究からも明らかになっていることであり、今後さらに乳幼児期の教育に力を入れていくことが重要であると考えます。保育所・幼稚園ともに幼児教育を行う施設であることを踏まえ、環境整備のみでなく、教育・保育内容の充実を図る取組についても期待いたします。

２．人権教育と子どもの人権の尊重

自分を大切にし、他者も大切にできる心を育むことは、教育の根幹として重要なことと考えます。人権教育の推進を重点施策として、全校における人権教育全体計画に基づいた人権教育や生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育の取組に加え、教員研修の取組に努められたことはたいへん評価できることです。自分を大切と感じ、他者も自分と同じように大切だと感じる心は、乳幼児期から育まれるものであり、人権教育の基盤になります。そして、それは子どもを取り巻く大人との関係において日々の生活の中でその基礎が培われていきます。子ども一人一人の人権を尊重した保育者や教員の姿勢が重要になるため、保育者や教員としての倫理観や子どもの

人権に対する知識・意識を高めていくための研修の取組、日常の保育・教育活動の中での自己評価の取組等について、今後さらにその充実が望まれます。

また、人権教育においても、子どもたちの育ちや学びは連続性のあるものとして捉え、乳幼児期からの発達を踏まえた体系的なプログラムの充実や幼保小の連携・接続を考慮した取組も期待したいところです。

３．家庭との協働による教育・保育の推進

子どもの育ちには、学校教育と共に家庭での子育てが重要です。子育て家庭への支援は、保育・教育の充実を図るうえでも欠かせないものと考えます。

子育て分野においては、就学前の親子の交流の場の増設や身近な相談の場やオンラインによる相談の充実が図られており、子育てに悩む親の支えとなっていることと思います。身近なところで気軽に相談できる場、人と繋がることのできる場は、今後ますますニーズが高まることが予想されるため、引き続きの拡充が求められるところと思います。また、練馬こども園の拡大や保育施設の定員拡大、ねりっこクラブの拡大が進められている点についても評価できます。受入れの拡大においては、保育の質の中核を担う保育者の育成が求められるところであり、人材の確保と保育者の資質向上に向けた支援について一層の注力が必要と考えます。

また、保育所・幼稚園・小学校等の教育は、家庭の理解と協力のもとに成り立ちます。家庭は支援されるばかりではなく、教育に力を貸してくれる存在でもあります。子育てや教育について家庭と保育者・教員が共通理解を図りながら、協働して保育・教育を創っていく取組が今後はますます重要になってくることと思います。

以上、ここにすべてを記載しきれませんでしたが、いずれも重要な取組であり、今後ますますの充実が図られることを期待しています。最後に、これらの取組に関わられた全ての皆様に敬意を表したいと思います。コメントをさせていただく機会を頂戴したことに、心より感謝申し上げます。

兵頭　将勝
（練馬区立中学校ＰＴＡ連合協議会顧問）

令和６年度の点検および評価表を拝見させて頂きました。コロナ禍という言葉をすっかり忘れてしまいそうなほど色々な事柄で元に戻ったり、またこのことを機に新しいかたちに変わりながら活動が活発に動き始めています。
練馬区は教育分野について、子どもたちがのびのびと学べるよう教育委員会の皆様をはじめ、関係者の皆様が尽力されていることを強く感じており、深く感謝申し上げます。

小中一貫教育の推進について、小学校入学から９年間を見通し、児童・生徒の個性を大切に見守り続ける活動も、練馬区ならではの施策を長年続けてきたことに感銘を受けます。このプログラムの素晴らしいところは、年々出てくる問題点を１年毎に改善し、解像度の高い視点を持ちながら推進しているところにあると感じます。
「目指す 15 歳の姿」は、１人ひとりが自分の正しいと思うことを信じて正しく生きる強さを持つということだと思います。

子どもたちの食育の推進について、練馬区の地場産物である練馬大根やキャベツを給食に取り入れ、美味しく調理されて子ども達にも大変人気があります。一番大切なのは子どもたちが強い体をつくることです。区内の農家さんから野菜を仕入れ、それを子どもたちが食す、まさに「三里四方の食によれば病知らず」です。地産地消は住んでいる近くで採れた新鮮な旬のものなので美味しく健康でいられるということです。練馬区の各校において食育推進チームの方々が子どもの体づくりのために食育を推進していただいていることに感謝いたします。

ICT を活用した教育活動の推進についても練馬区は大きな成果を挙げていると感じます。子どもたちに一人一台のタブレットの端末の配備を完了し、学習等でこれを工夫しながら学んでいます。学習だけでなく、中学校でデジタル採点システムの導入や、保護者と学校の情報伝達サービスの導入など、新しいチャレンジを実施し、今後は学習用デジタル教科書の推進に取り組み、新しい学習のかたちになっていくと思われます。私自身も学校評議員の一人として、今まで多くの授業を拝見させて頂きましたが、先生によって様々な ICT の活用で子どもたちの興味を惹く授業を実践しています。クラス全員が真剣に授業に参加している様は圧巻です。ICT に明るくない先生もいらっしゃると思いますが、試行錯誤されながら子どもたち以上に勉強しており頭が下がります。

最後に、家庭や地域と連携した教育の推進について、学校教育において保護者の方々の協力が不可欠です。お子様の学校での様子や友達とのコミュニケーションにおいて、親として知ってお

く必要があります。学校イベントのお手伝いなどから先生や地域の方と繋がり、俯瞰でお子様のことが見えてくることもあります。練馬区は教育委員会を中心に各学校の先生方、地域の協力してくださる方々や中Ｐ連等が「チーム練馬」として子どもたちの健やかに学べる環境を常に考えております。今後とも皆様と一緒に練馬の子どもたちのために協力していただければ幸いです。

Ⅵ　令和７年度の主な事業

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に係る主な取組と今後の方向性を総合的に点検・評価しました。

大綱において、教育分野では「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」、子育て分野では「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」を目標として掲げています。教育委員会では、今回の評価を踏まえ、目標の実現に向け取り組んでいきます。令和７年度の主な事業は下記のとおりです。

○教育分野

⑴　ICT を活用した教育内容の充実

令和２年度に配備した児童生徒用タブレットパソコン約５万３千台を更新する。

今後のデジタル教科書の拡充に備えて、令和６年度に中学校の校内ネットワークを Wi-Fi 化した。引き続き、７年度は小学校を Wi-Fi 化し、通信環境を強化する。

ICT 支援員による実践的な授業支援などにより、教員全体の ICT 活用能力を高める。

⑵　教員の働き方改革の推進

中学校の部活動の地域移行に向け、地域の方々が中心となって運営する「総合型地域スポーツクラブ（ＳＳＣ）」と協働し、休日にスポーツ活動を行う場を提供する事業を試行する。

教員に代わって部活動の顧問を担うことができる部活動指導員（会計年度任用職員）を全校に配置する。

教員の業務をサポートする会計年度任用職員（学校生活支援員）の配置を増員する。

新規採用教員や若手教員への支援・指導が充実するよう会計年度任用職員（教育アドバイザー）を増員する。

⑶　学用品等の公費負担の拡大

令和６年度に策定するガイドラインに基づき、学校内で共用できる彫刻刀やそろばんなど公費で購入する小中学校の学用品を拡大する。

小学校５、６年生の社会科見学について、バス代等の経費を公費とし、保護者負担を軽減する。

⑷　学校施設の整備

区立小中学校の改築を概ね年２校ずつ計画的に進める。

校舎を築 80 年まで使用するため、築 60 年を目途に長寿命化改修を行う。

体育館は、令和７年度に小学校４校、中学校２校に空調機を設置し、全区立小中学校

への整備が完了する。

災害時の避難拠点としての役割を持つ武道場に、新たに空調機を設置する。令和９年度までの設置完了を目指し、７年度は１校で設置工事を行う。

平成20年度に設置した普通教室等の空調機を中心に令和９年度までに更新を完了するため、７年度は６校で更新を行う。

⑸　不登校児童・生徒への支援の充実

一人一人の状況に応じた支援を安定的に実施するために、校内別室指導支援員を増員し、全校配置する。

利用者の増加に対応するため、適応指導教室事業および居場所支援事業の受け入れ可能人数を拡大する。

令和６年度に、適応指導教室（石神井台）において、メタバースを活用した学習・相談支援を試行実施し、７年度は、適応指導教室（光が丘）にも拡大し、８年度中の本格実施に向けて、検証を進める。

不登校児童・生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、不登校児童・生徒との向き合い方や不登校支援に関する事業などをわかりやすくまとめた「（仮称）不登校支援パンフレット」を作成する。

⑹　障害児や医療的ケア児への支援の充実

就学前からの教育相談の実施や知的障害学級の増設、自閉症・情緒障害学級の設置に向けた検討、学校生活支援員の増員など、支援体制を充実する。

令和５年度に策定した支援方針に基づき、たんの吸引、導尿、経管栄養、血糖値測定・インスリン投与の４つの医療行為に対応している。

医師等の医療の専門家を交えた医療的ケア児等支援連携会議教育・子育て委員会を設置し、対応する医療行為の拡大について、検討する。

⑺　自動翻訳サービスの活用による授業の支援

日本語指導が必要な外国人生徒への支援として、一度に複数言語への対応が可能な自動翻訳サービスを試行導入し、授業で活用する。

〇子育て分野

⑴　変化する保育需要への対応

区立保育園３園の０歳児定員を活用した１歳児の受入れ拡大に取り組む。

特に、１・２歳児については、保育需要の高い地域で１年保育事業を実施する。

定員拡大のための施設改修等に対する補助制度を新設し、保育ニーズの高い１・２歳児の定員増につながる保育環境の整備に取り組み、あわせて、園内設備の更新や改修を進める。

令和６年度に取得した立野町の区有地に、認可保育所を誘致し、あわせて、地域に必要な子育て支援サービスを充実する。

⑵　保育サービスの充実

令和７年度から、区立保育園の障害児受入枠を撤廃し、より入園しやすくする。

認証保育所への障害児受入に対する補助を行う。

臨床心理士や社会福祉士が私立認可保育所および地域型保育施設を巡回指導し障害児保育のスキルアップを図っている。令和７年度は私立認可保育所への実施回数を増やす。

⑶　練馬こども園の拡充

令和７年度に練馬こども園４園を新たに開始する。

区独自で開設準備経費と職員への家賃手当を補助し、更なる拡充を図る。

また、２歳児までの保育施設の園児が練馬こども園の園庭で遊ぶなど、連携を充実することにより、３歳児以降、円滑に練馬こども園へ入園できるようにする。

⑷　乳幼児一時預かり事業の拡充

都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて、地域子ども家庭支援センター関分室を令和７年秋に開設する。関分室に子育てのひろば事業を移転し拡充するとともに、関本室の乳幼児一時預かり事業も拡充する。

⑸　こども誰でも通園事業の試行実施

国が示しているモデル事業の課題を踏まえ、利用者の利用上限時間や事業者の運営費補助を拡大する等、事業者と調整しながら検討し、令和７年７月から試行実施する。

⑹　「ねりまママパパてらす」の実施

子育て中のママやパパが、子ども・子育て家庭向けに実施する自主講座の運営費を補助する。

さらに、児童館や子育てのひろばなどで実施する講座の講師を依頼し、活躍の場を広げる。

また、地域とのつながりを広げ、子育てを支え合い、もっと楽しめるよう、子育てするママやパパ、子育て支援団体などが参加する交流イベントを開催する。

⑺　ねりっこクラブ実施校の拡大・ひろば事業の充実

小学校内の施設を活用して「学童クラブ」と「ひろば事業」の運営を一体的に行う、ねりっこクラブの早期全校実施を目指し、計画を進めている。令和７年４月、新たに３校で「ねりっこクラブ」の運営を開始（全 65 校中 62 校）し、学童クラブ全体の定員を 150 人以上拡大する。

学童クラブの待機児童を対象として、ひろば事業終了後のひろば室で学童クラブに準じた保育を行う、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を引き続き実施する。

全ての小学校で実施する「ひろば事業」は、令和７年度から１年生の利用開始時期を５月から４月へ前倒しする。

また、午後４時半までとしている冬の実施時間を見直し、年間を通じて午後５時までとする。

⑻　学童クラブ障害児受入れ枠の拡大

特別支援学級（固定級）のある小学校のねりっこ学童クラブ（15 施設）の障害児受入れ枠を 93 人から 102 人に拡大する。

児童館等併設学童クラブなどでも受入れ枠を拡大し、学童クラブ全体では 35 人増の 379 人を確保する。

⑼　夏休み等の学童クラブ昼食提供

夏休み等の長期休業中の学童クラブで、保護者の希望に応じてお子さんのお弁当が配達される仕組みを導入する。

区と協定を締結した事業者が学童クラブ用注文サイトを用意し、保護者がスマートフォンとパソコンからアクセスして注文・オンライン決済を行うことで、お子さんの学童クラブに弁当が配達される。

⑽　児童館の開館日等の拡大

令和８年４月から、指定管理者が運営する児童館を４館から６館とし、日曜・休日および平日夜間の利用を拡大する。

令和７年度は、指定管理者の公募と選定手続きを進める。

⑾　ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト

生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓いていけるよう、生活や居場所の支援等を実施する。

児童養護施設等を退所した区内の若者に対し、生活支度金（上限 200,000 円）、退所後５年間にわたり、家賃（上限 36,000 円）および光熱水費（月額 10,000 円）を補助し、生活を支援する。

社会的養護経験者が孤立しないよう、定期的に若者が交流できる場を提供する。住まいや就職に関する相談を受けるとともに希望する若者には、食料を配布する。さらに、LINE による相談対応や弁護士による法律相談も実施する。

⑿　若者ケアラーへの支援の充実

練馬区社会福祉協議会のボランティア・地域福祉推進センターに、18 歳以上のヤングケアラーのサポートを行う「若者ケアラー・コーディネーター」を配置する。進学やキャリア形成など若者ケアラー特有の課題への対応を強化し、支援体制を充実する。

【担 当】

練馬区教育委員会事務局　教育振興部　教育総務課

〒176-8501　練馬区豊玉北６－１２－１

電　　話　５９８４－５６０９（直通）

ファックス ３９９１－１１４７

電子メールアドレス　GAKKOSHOMU01@city.nerima.tokyo.jp

資　料　2

議案第７号

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和７年２月21日

提出者　教育長　　三　浦　康　彰

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年９月練馬区教育委員会規則第９号）の一部をつぎのように改正する。

第32条の２第１項の表中

「

練馬区立大泉学園桜小学校 練馬区立大泉学園桜中学校	練馬区立小中一貫教育校　大泉桜学園

を

」

「

練馬区立旭丘小学校 練馬区立旭丘中学校	練馬区立小中一貫教育校　みらい青空学園
練馬区立大泉学園桜小学校 練馬区立大泉学園桜中学校	練馬区立小中一貫教育校　大泉桜学園

」

に改める。

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

参考資料

令和 7 年 2 月 21 日
教育振興部教育施策課

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

1　改正の理由

旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校を設置することに伴い、旭丘小学校および旭丘中学校が小中一貫教育校としての名称を用いるため、所要の改正を行う。

2　改正の内容

「練馬区立旭丘小学校」および「練馬区立旭丘中学校」は、小中一貫教育校として、「練馬区立小中一貫教育校　みらい青空学園」と称することを規定する。

3　施行期日

令和８年４月１日

4　新旧対照表

別紙のとおり

別　　紙

練馬区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>（小中一貫教育校）
第32条の２　つぎの表の左欄に掲げる小・中学校は、小中一貫教育校として同表の右欄に掲げる名称を称する。
<table>
<tr><th>小・中学校</th><th>小中一貫教育校の名称</th></tr>
<tr><td>［新設］</td><td>［新設］</td></tr>
<tr><td>練馬区立大泉学園桜小学校
練馬区立大泉学園桜中学校</td><td>練馬区立小中一貫教育校
大泉桜学園</td></tr>
</table>
２　［略］

付　則　［略］</td><td>（小中一貫教育校）
第32条の２　つぎの表の左欄に掲げる小・中学校は、小中一貫教育校として同表の右欄に掲げる名称を称する。
<table>
<tr><th>小・中学校</th><th>小中一貫教育校の名称</th></tr>
<tr><td>練馬区立旭丘小学校
練馬区立旭丘中学校</td><td>練馬区立小中一貫教育校
みらい青空学園</td></tr>
<tr><td>練馬区立大泉学園桜小学校
練馬区立大泉学園桜中学校</td><td>練馬区立小中一貫教育校
大泉桜学園</td></tr>
</table>
２　［略］

付　則　［略］
付　則
この規則は、令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>

資　料　3

議案第８号

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和７年２月21日

提出者　教育長　　三　浦　康　彰

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令 和 7 年 2 月 21日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1　改正の理由および内容

(1)刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により、懲役および禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、期末手当の不支給および一時差止めに関する規定のうち「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(2)高年齢層職員の能力および経験の活用を図るため、人事院規則が一部改正されたことを踏まえ、再任用職員に住居手当を支給する。

2　施行期日

令和７年４月１日。ただし、１⑴については、令和７年６月１日

3　新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

現　行	改正案
（期末手当の不支給）	（期末手当の不支給）
第28条　つぎの各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第28条　つぎの各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　基準日前１か月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの	⑶　基準日前１か月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
（期末手当の一時差止め）	（期末手当の一時差止め）
第29条　委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものがつぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第29条　委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものがつぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）	⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）

をされ、その判決が確定していない場合 ⑵　［略］ ２　［略］ ３　委員会は、一時差止処分について、つぎの各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 ⑵・⑶　［略］ ４～６　［略］ （扶養手当および住居手当についての適用除外） 第32条の２　第11条、第12条および第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 付　則　［略］	をされ、その判決が確定していない場合 ⑵　［略］ ２　［略］ ３　委員会は、一時差止処分について、つぎの各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 ⑵・⑶　［略］ ４～６　［略］ （扶養手当についての適用除外） 第32条の２　第11条および第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 付　則　［略］ 付　則 （施行期日） １　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第28条第３号および第４号ならびに第29条第１項第１号および第３項第１号の改正規定ならびに次項および付則第３項の規定は、令和７年６月１日から施行する。

	（経過措置） ２　前項ただし書に規定する規定の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第１項（第１号に係る部分に限る。）および第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。 ３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て練馬区教育委員会規則で定める。 （練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） ４　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和４年10月練馬区条例第41号）の一部をつぎのように改正する。 ［略］（別紙新旧対照表参照）

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（付則第４項関係）

現　行	改正案
本　則　［略］ 付　則 １～８　［略］ ９　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条および第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10　［略］	本　則　［略］ 付　則 １～８　［略］ ９　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条および第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10　［略］

資　料　4

議案第９号

「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和７年２月21日

提出者　教育長　　三　浦　康　彰

「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和７年２月21日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

仕事と育児の両立を支援するため、人事院規則が一部改正されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

２　改正の内容

⑴　職員が請求した場合に超過勤務の制限の対象となる子の範囲を「３歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する。

⑵　「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

⑶　配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対して、介護両立支援制度等の意向確認等の措置の規定を新たに設ける。

⑷　研修の実施等、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置の規定を新たに設ける。

⑸　その他規定の整備を行う。

３　施行期日

令和７年４月１日

４　新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現　行	改正案
（３歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）	（小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）
第11条の２　委員会は、３歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。	第11条の２　委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。
２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「３歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
３　前２項に規定するもののほか、３歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。	３　前２項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。
（小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）	［削る］
第11条の３　［略］	第11条の３　［略］
（特別休暇）	（特別休暇）
第17条　委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。	第17条　委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

⑴　臨時的に任用された職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇	⑴　臨時的に任用された職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇
⑵　前号以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇	⑵　前号以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇、育児参加休暇および短期の介護休暇
2　［略］	2　［略］
（介護休暇）	（介護休暇）
第18条　委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第１項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。	第18条　委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の４第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第１項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。
2　［略］	2　［略］
	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）
［新設］	第18条の４　委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以

	下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 ２　委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
［新設］	（勤務環境の整備に関する措置） 第18条の５　委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、つぎに掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 ⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ⑶　前２号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
付　則　［略］	付　則　［略］ 付　則 １　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の２第１項の規定による超過勤務の制限に係る請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、こ

	の条例の施行の日前においても行うことができる。

資　料　5

議案第１０号

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日

提出者　教育長　　三　浦　康　彰

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立学校設備使用条例施行規則（昭和56年９月練馬区教育委員会規則第６号）の一部をつぎのように改正する。

第３条第１項中「学校設備を利用しよう」を「条例第１条の規定により承認を受けよう」に改め、「押印」のつぎに「または署名」を加える。

第１号様式から第４号様式までをつぎのように改める。

第６号様式をつぎのように改める。

付　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立学校設備使用条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

参考資料

令 和 7 年 2 月 21日
こども家庭部子育て支援課

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

1　改正の理由

学校設備の使用にかかる申請手続きにおいて、申請書の押印欄の見直しを行い、学校事務の負担軽減を図るため、練馬区立学校設備使用条例施行規則（昭和56年９月練馬区教育委員会規則第６号）について、所要の改正を行う。

2　改正の内容

⑴　第３条に規定されている学校長の「押印」を「押印または署名」に改める。
⑵　⑴の改正を踏まえ、各種様式について、所要の改正を行う。
⑶　その他文言の整理を行う。

3　施行期日

公布の日

4　新旧対照表

別紙のとおり

別　　紙

練馬区立学校設備使用条例施行規則新旧対照表

現　行	改正案
（利用申請） 第３条　学校設備を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用日の属する月の前月の初日から利用日の10日前までに、学校設備利用申請書（第１号様式）を、当該学校長から利用を認める旨の押印を受けた後、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときはこの限りでない。 ２　［略］ 付　則　［略］ 第１号様式　別紙のとおり 第２号様式　別紙のとおり 第３号様式　別紙のとおり 第４号様式　別紙のとおり 第６号様式　別紙のとおり	（利用申請） 第３条　条例第１条の規定により承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用日の属する月の前月の初日から利用日の10日前までに、学校設備利用申請書（第１号様式）を、当該学校長から利用を認める旨の押印または署名を受けた後、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときはこの限りでない。 ２　［略］ 付　則　［略］ 付　則 １　この規則は、公布の日から施行する。 ２　この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立学校設備使用条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。 第１号様式　別紙のとおり 第２号様式　別紙のとおり 第３号様式　別紙のとおり 第４号様式　別紙のとおり 第６号様式　別紙のとおり

現行

第1号様式(第3条、第8条関係)

学校設備 { 利用 / 使用料減額・免除 } 申請書

練馬区教育委員会　殿

練馬区立学校設備使用条例に基づき、つぎのとおり申請します。

申請日　　年　　月　　日

利用目的					
利用設備	小　学校 中		屋内運動場　第2屋内運動場 校　庭 教　室(　　)		
利用者が設置する特別設備	無　有(　　)				
利用日時 利用予定人数	年　月　日(　)	時　分～　時　分		時間	人
	年　月　日(　)	時　分～　時　分		時間	人
	年　月　日(　)	時　分～　時　分		時間	人
	年　月　日(　)	時　分～　時　分		時間	人
	年　月　日(　)	時　分～　時　分		時間	人
	年　月　日(　)	時　分～　時　分		時間	人
	年　月　日(　)	時　分～　時　分		時間	人
	年　月　日(　)	時　分～　時　分		時間	人
	年　月　日(　)	時　分～　時　分		時間	人
	合　計				人

申請者	団体名		生涯学習団体届出証番号	
	代表者住所	〒		
	代表者氏名		電話	
	利用責任者		電話	

上記利用について差支えありません。 年　月　日 学校長　　印	学校受付者	区受付者

本申請を承認する。　年　月　日 承認第　　号　練馬区教育委員会	□ 一般利用 □ 5割減額 □ 免　除
減額・免除の理由　練馬区立学校設備使用条例施行規則別表第　号該当	納付書送付日 年　月　日

設備の種類	時間数	単価	金額	
				納付期限日 年　月　日
				左記の金額を領収しました
				領収印
合　計				

現行

第2号様式(第4条関係)

学校設備利用承認書

利用目的					
利用設備	小　学校 中		屋内運動場　第2屋内運動場 校　庭 教　室(　　)		
利用者が設置する特別設備	無　有(　　)				
利用日時 利用予定人数	年　月　日(　)	時　分～　時　分	時間	人	
	年　月　日(　)	時　分～　時　分	時間	人	
	年　月　日(　)	時　分～　時　分	時間	人	
	年　月　日(　)	時　分～　時　分	時間	人	
	年　月　日(　)	時　分～　時　分	時間	人	
	年　月　日(　)	時　分～　時　分	時間	人	
	年　月　日(　)	時　分～　時　分	時間	人	
	年　月　日(　)	時　分～　時　分	時間	人	
	年　月　日(　)	時　分～　時　分	時間	人	
	合　計			人	

申請者	団体名		生涯学習団体届出証番号	
	代表者住所	〒		
	代表者氏名		電話	
	利用責任者		電話	

本承認書は利用日に学校へ提示し、利用が終ったら終了届を学校へ提出してください。
使用料は納付期限日までに必ず納付してください。
利用上の注意を守って使用してください。

本申請を承認します。　年　月　日 承認第　　号　練馬区教育委員会	□ 一般利用 □ 5割減額 □ 免　除
減額・免除の理由　練馬区立学校設備使用条例施行規則別表第　号該当	納付書送付日 年　月　日

設備の種類	時間数	単価	金額	
				納付期限日 年　月　日
				左記の金額を領収しました
				領収印
合　計				

現行

第3号様式(第6条関係)

学 校 設 備 利 用 変 更 ・ 取 消 申 請 書

申請日　　年　　月　　日

変更・取消理由			課　長
	取消内容・変更前	変　更　後	
利用年月日	年　月　日(　)	年　月　日(　)	文書主任
利用時間	時　分～　時　分	時　分～　時　分	
利用設備	小　中　学校		
	屋内運動場　校　庭 教　室(　　) その他(　　)	屋内運動場　校　庭 教　室(　　) その他(　　)	係　長
利用者の設置する特別設備	無 有(　　)	無 有(　　)	
上記のとおり利用を変更・取消したいので申請します。 練馬区教育委員会殿　　年　月　日			係　員

申請者	団体名			
	代表者住所			
	代表者氏名		電話	
	利用責任者		電話	

上記の利用変更・取消承認については差支えありません。 年　月　日 学校長　　印	受付者

本変更・取消申請を承認する。 年　月　日　承認　号			□ 別紙のとおり還付申請をします
	取消内容・変更前	変　更　後	□ 納付期限日 年　月　日
			□ 左記の金額を領収しました
			領収印
計			

現行

第4号様式(第6条関係)

学校設備利用変更・取消承認書

変更・取消理由		
	取消内容・変更前	変　更　後
利用年月日	年　月　日(　)	年　月　日(　)
利用時間	時　分～　時　分	時　分～　時　分
利用設備	小　中　学校	
	屋内運動場　校　庭 教　室(　　) その他(　　)	屋内運動場　校　庭 教　室(　　) その他(　　)
利用者の設置する特別設備	無 有(　　)	無 有(　　)
追記事項		

申請者	団体名			
	代表者住所			
	代表者氏名		電話	
	利用責任者		電話	

本承認書は利用日に学校へ提示してから利用してください。
利用が終ったら終了届を学校へ提出してください。

練馬区教育委員会　　印

本変更・取消申請を承認します。 年　月　日　　承認　　号			□　別紙のとおり還付申請をします
	取消内容・変更前	変　更　後	□　納付期限日 年　月　日
			□　左記の金額を領収しました
			領　収　印
計			

現行

第6号様式(第11条関係)

利　用　終　了　届

学校長殿

団体名または住所
利用責任者氏名

下記のとおり学校設備の利用を終了したので、確認願います。

記

1　日時・人員　　年　　月　　日　　名
　　時　　分から　　時　　分まで
2　設　備　　屋内運動場　　教　室(　　)
　　校　　庭　　その他(　　)
3　損傷の有無(損傷があったときは詳細に記入のこと)
　　無　・　有
(　　)

上記のとおり確認しました。

確認者

改正案

第１号様式（第３条、第８条関係）

学校設備 ｛ □利用 □使用料減額・免除 ｝ 申請書

練馬区教育委員会　殿

練馬区立学校設備使用条例に基づき、つぎのとおり申請します。

申請日　　年　　月　　日

利用設備	小 中 学校	屋内運動場　第２屋内運動場 校　庭　会議室（大・小）　和　室 その他〔　　〕	
利用者が設置する特別設備	無　有（　　）	利用目的	

利用日時 利用予定人数				
年　月　日（　）	時　分 ～ 時　分	時間	人
年　月　日（　）	時　分 ～ 時　分	時間	人
年　月　日（　）	時　分 ～ 時　分	時間	人
年　月　日（　）	時　分 ～ 時　分	時間	人
年　月　日（　）	時　分 ～ 時　分	時間	人
年　月　日（　）	時　分 ～ 時　分	時間	人
年　月　日（　）	時　分 ～ 時　分	時間	人
年　月　日（　）	時　分 ～ 時　分	時間	人
合　計			人

申請者					
団体名			生涯学習団体 各種・届出番号	
代表者氏名			電話	
利用責任者氏名			電話	
承認書等送付先 氏名・住所	氏名	□代表者と同じ　□その他（下記に記載） □利用責任者と同じ	電話	
	住所	〒		

上記利用について差し支えありません。　年　月　日 学校長	学校受付者	区受付者
確認日　年　月　日	□一般利用 □５割減額 □免除	係長
減免の理由：練馬区立学校設備使用条例施行規則　別表　第　　号該当	納入通知書送付日 年　月　日	

設備の種類	時間数	単価	金額
合　計			

納付期限日 年　月　日	文書主任
左記の金額を 領収しました。	
領収印	課長

管理番号：第　　号

改正案

第２号様式（第４条関係）

学校設備利用承認書

利用設備	小 中　学校	屋内運動場　第２屋内運動場 校　庭　会議室（大・小）　和　室 その他〔　　〕			
利用者が設置する特別設備	無　有（　　）	利用目的			
利用日時 利用予定人数	年　月　日（　）	時　分　～　時　分	時間	人	
	年　月　日（　）	時　分　～　時　分	時間	人	
	年　月　日（　）	時　分　～　時　分	時間	人	
	年　月　日（　）	時　分　～　時　分	時間	人	
	年　月　日（　）	時　分　～　時　分	時間	人	
	年　月　日（　）	時　分　～　時　分	時間	人	
	年　月　日（　）	時　分　～　時　分	時間	人	
	年　月　日（　）	時　分　～　時　分	時間	人	
	合　計			人	

申請者	団体名		生涯学習団体 各種・届出番号		
	代表者氏名		電話		
	利用責任者氏名		電話		
	承認書等送付先 氏名・住所	氏名	□代表者と同じ　□その他（下記に記載） □利用責任者と同じ　＿＿＿＿＿＿	電話	
		住所	〒		

本承認書は利用日に学校へ提示し、学校設備の利用が終了したときは、速やかに終了届を学校へ提出してください。
使用料は納付期限日までに必ず納付してください。
利用上の注意を守って使用してください。

本申請を承認する。　年　月　日

練馬区教育委員会

□一般利用
□５割減額
□免除

納入通知書送付日
年　月　日

減免の理由：練馬区立学校設備使用条例施行規則　別表　第　　号該当

設備の種類	時間数	単価	金額
合　計			

納付期限日
年　月　日

左記の金額を
領収しました。

領収印

管理番号：第　　号

改正案

第３号様式（第６条関係）

学校設備利用変更・取消申請書

練馬区教育委員会　殿
利用を変更・取り消したいので、つぎのとおり申請します。

申請日　　年　　月　　日

変更・取消理由		
	取消内容・変更前	変更後
利用年月日	年　　月　　日（　　）	年　　月　　日（　　）
利用時間	時　　分　～　　時　　分	時　　分　～　　時　　分
利用設備	学校（学園） 屋内運動場　　第２屋内運動場 校　庭　　会議室（大・小）　和　室 その他〔　　〕	屋内運動場　　第２屋内運動場 校　庭　　会議室（大・小）　和　室 その他〔　　〕
利用者の設置する特別設備	無　有（　　）	無　有（　　）

申請者	団体名				
	代表者氏名			電話	
	利用責任者氏名			電話	
	承認書等送付先氏名・住所	氏名	□代表者と同じ　□その他（下記に記載） □利用責任者と同じ　＿＿＿＿＿＿	電話	
		住所	〒		

上記利用変更・取消承認について差し支えありません。 年　　月　　日 学校長			学校受付者	区受付者
確認日　　年　　月　　日			□別紙のとおり還付申請をします	係長
	取消内容・変更前金額	変更後金額	□納付期限日 年　月　日	文書主任
			□左記の金額を領収しました。	
			領収印	課長
合　計				

管理番号：第　　号

改正案

第４号様式（第６条関係）

学校設備利用変更・取消承認書

変更・取消理由				
	取消内容・変更前		変更後	
利用年月日	年　月　日（　）		年　月　日（　）	
利用時間	時　分 ～ 時　分		時　分 ～ 時　分	
利用設備	学校（学園）			
	屋内運動場　第２屋内運動場 校　庭　会議室（大・小）　和　室 その他〔　　〕		屋内運動場　第２屋内運動場 校　庭　会議室（大・小）　和　室 その他〔　　〕	
利用者の設置する特別設備	無　有（　　）		無　有（　　）	
申請者　団体名				
申請者　代表者氏名			電話	
申請者　利用責任者氏名			電話	
申請者　承認書等送付先氏名・住所　氏名	□代表者と同じ　□その他（下記に記載） □利用責任者と同じ		電話	
申請者　承認書等送付先氏名・住所　住所	〒			

本承認書は利用日に学校へ提示してから利用してください。
学校設備の利用が終了したときは、速やかに終了届を学校へ提出してください。

本変更・取消申請を承認する。　年　月　日

練馬区教育委員会

	取消内容・変更前金額	変更後金額	
			□納付期限日 年　月　日
			□左記の金額を 領収しました。
			領収印
合　計			

管理番号：第　　号

改正案

第６号様式（第11条関係）

利用終了届

<table>
<tr><td colspan="6">学校長殿
下記のとおり学校設備の利用を終了したので、確認願います。</td></tr>
<tr><td>利用日時</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　　時　　分</td><td>利用人数</td><td>人</td></tr>
<tr><td>団体名または住所</td><td colspan="2"></td><td>利用責任者
氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>利用設備</td><td colspan="2">屋内運動場　　第２屋内運動場
校　庭　　会議室（大・小）　和　室
その他（　　）</td><td>損傷の有無
〈無　・　有〉</td><td colspan="2">〈損傷の詳細〉※有の場合記入</td></tr>
<tr><td>学校確認欄</td><td colspan="2">上記のとおり確認しました。</td><td>確認者</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

資　料　6

令和７年２月21日
教育委員会事務局

令和７年第一回練馬区議会定例会提出議案について

令和７年１月27日第２回教育委員会定例会で議決した令和７年第一回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	保健給食課	練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙１のとおり	公布の日

写

別　　紙 1

議案第２５号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年２月６日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年３月練馬区条例第43号）の一部をつぎのように改正する。

別表中「7,494円」を「8,529円」に、「9,090円」を「9,909円」に、「11,703円」を「12,351円」に、「13,152円」を「13,575円」に、「15,573円」を「15,837円」に、「16,602円」を「16,866円」に、「6,459円」を「7,164円」に、「7,422円」を「7,932円」に、「9,081円」を「9,438円」に、「10,539円」を「10,701円」に、「11,505円」を「11,610円」に、「11,865円」を「11,970円」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和６年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間

について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

参考資料

令 和 7 年 2 月 13日

教育振興部保健給食課

議案第２５号　練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1　改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正を踏まえ、休業補償等に係る補償基礎額について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2　改正の内容

休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

⑴　経験年数５年未満の場合

ア　学校医および学校歯科医	7,494円	→	8,529円
イ　学校薬剤師	6,459円	→	7,164円

⑵　経験年数５年以上10年未満の場合

ア　学校医および学校歯科医	9,090円	→	9,909円
イ　学校薬剤師	7,422円	→	7,932円

⑶　経験年数10年以上15年未満の場合

ア　学校医および学校歯科医	11,703円	→	12,351円
イ　学校薬剤師	9,081円	→	9,438円

⑷　経験年数15年以上20年未満の場合

ア　学校医および学校歯科医	13,152円	→	13,575円
イ　学校薬剤師	10,539円	→	10,701円

⑸　経験年数20年以上25年未満の場合

ア　学校医および学校歯科医	15,573円	→	15,837円
イ　学校薬剤師	11,505円	→	11,610円

⑹　経験年数25年以上の場合

ア　学校医および学校歯科医　　16,602円　→　16,866円

イ　学校薬剤師　　11,865円　→　11,970円

3　施行期日

公布の日

4　新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現　行	改正案
本　則　［略］ 付　則　［略］	本　則　［略］ 付　則　［略］ 付　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和６年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。 ３　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額

	は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

別表　補償基礎額表（第３条関係）

医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医および学校歯科医の補償基礎額	7,494円	9,090円	11,703円	13,152円	15,573円	16,602円
学校薬剤師の補償基礎額	6,459円	7,422円	9,081円	10,539円	11,505円	11,865円

備考　［略］

別表　補償基礎額表（第３条関係）

医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医および学校歯科医の補償基礎額	8,529円	9,909円	12,351円	13,575円	15,837円	16,866円
学校薬剤師の補償基礎額	7,164円	7,932円	9,438円	10,701円	11,610円	11,970円

備考　［略］

資　料　7

令　和　7　年　2　月　21　日
こ　ど　も　家　庭　部　保　育　課

令和７年第一回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

令和７年２月６日から開催している令和７年第一回練馬区議会定例会に、こども家庭部が所管する事業にかかる以下の議案について、区長へ提出を依頼する。

No.	所管課	件　名　お　よ　び　内　容　説　明	施行日
1	保育課	練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に合わせて、連携施設の確保に関する規定および栄養士による配慮に関する規定等を改正する。	令和７年４月１日
2	保育課	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 特定教育保育・施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に合わせて、連携施設の確保に関する規定等を改正する。	令和７年４月１日 一部公布の日

資　料　8

令和７年２月21日
教育振興部学校施設課

令和７年度　学校関係工事計画（案）について

１　概　要

区　　分	小学校	中学校	計
改築工事	３校	２校	５校
校舎等改修工事	４校	５校	９校
給水設備等改修工事	５校	０校	５校
一般改修工事	２０校	９校	２９校
設計等委託	２８校	１８校	４６校
合　計	６０校	３４校	９４校

２　公　表

予算成立後、区のホームページに掲載する。

３　工事計画内容

別紙のとおり

別紙

令和７年度　学校関係工事計画（案）

小学校

区　分	内　容	学　校　名	予定工期
改築工事	校舎等解体工事	練馬東小	6月～8年3月
		向山小	6月～8年3月
		豊溪小	6月～8年3月
	校舎等改築工事	練馬東小	12月～11年3月 （7～10年度）
		向山小	12月～10年12月 （7～10年度）
		豊溪小	12月～11年9月 （7～11年度）
校舎等 改修工事	校舎屋上防水外壁等改修工事	南町小、田柄小（Ⅱ期）、 田柄第二小（Ⅰ期）、大泉小（Ⅱ期）	4月～8年1月 （6～7年度）
給水設備等 改修工事	給水管等改修工事	豊玉小（消火管）、練馬第三小 高松小、富士見台小	4月～11月 （6～7年度）
	水飲栓直結給水化工事	石神井西小	4月～10月 （6～7年度）
一般改修工事	トイレ改修工事	北町西小、関町小、泉新小、橋戸小 八坂小	5月～12月 （6～7年度）
	プール改修工事	仲町小、北原小、八坂小	5月～8年3月
	プールろ過機改修工事	南田中小、南が丘小	9月～8年3月
	火災報知設備改修工事	向山小、立野小	5月～11月
	屋内運動場天井照明改修工事	向山小、立野小	5月～11月
	屋内運動場空調機設置工事	旭丘小、練馬東小、向山小、立野小	4月～11月 （6～7年度）
	校舎空調設備改修工事	光和小（Ⅱ期）、南田中小（給食室）	4月～10月
設計等委託	校舎等改築工事監理	練馬東小、向山小、豊溪小	改築工事予定工期と同じ
	校舎等改築基本設計	中村西小	4月～8年1月 （6～7年度）
		練馬小、大泉第二小	12月～9年3月 （7～8年度）
	校舎等改築実施設計	立野小	5月～8年10月 （7～8年度）
	校舎等増築設計	石神井小	4月～8年8月 （6～8年度）
	長寿命化改修基本設計	大泉第三小	8年1月～9年1月 （7～8年度）
	長寿命化改修実施設計	開進第一小、開進第二小	5月～8年3月
	校舎屋上防水外壁等改修設計	豊玉小、高松小、大泉学園緑小 南田中小（屋内運動場）、南が丘小	4月～12月 （6～7年度）
	屋内運動場天井照明改修設計	開進第四小、大泉第三小、大泉第六小 大泉学園小	4月～10月 （6～7年度）
	給水設備改修設計	大泉第六小	4月～12月 （6～7年度）
	トイレ改修設計	練馬第三小、春日小、石神井西小 富士見台小	5月～8年2月
	プール改修設計	早宮小、光が丘春の風小、泉新小	5月～8年2月

中学校

区　分	内　容	学　校　名	予定工期
改築工事	校舎等改築工事	旭丘小・中	4月～8年12月 （5～8年度）
		田柄中	4月～9年8月 （6～9年度）
校舎等 改修工事	長寿命化改修工事	石神井南中	7月～9年3月 （7～8年度）
	特別支援学級棟改修工事	石神井中	5月～8年1月
	校舎屋上防水外壁等改修工事	開進第二中（Ⅰ期） 開進第四中（屋内運動場） 練馬中（Ⅱ期）	4月～8年2月 （6～7年度）
一般改修工事	トイレ改修工事	豊玉中、光が丘第一中	6月～11月
	プール改修工事	開進第四中	10月～8年2月
	プールろ過機改修工事	練馬中	4月～6月 （6～7年度）
		八坂中	9月～8年3月
	屋内運動場空調機設置工事	旭丘中（武道場含む）	4月～11月
		田柄中（武道場含む）	6月～10月
	校舎空調設備改修工事	石神井中	5月～8年1月
	スロープ設置工事	大泉北中	5月～12月
設計等委託	校舎等改築・改修工事監理	旭丘小・中、田柄中、石神井南中	改築・改修工事 予定工期と同じ
	校舎等改築基本設計	大泉学園中	4月～8年1月 （6～7年度）
	校舎等改築実施設計	上石神井小・中	4月～9年3月 （7～8年度）
	長寿命化改修基本設計	豊玉中	4月～8年1月 （6～7年度）
		石神井西中	8年1月～9年1月 （7～8年度）
	校舎屋上防水外壁改修設計	中村中、関中、八坂中	4月～12月 （6～7年度）
	屋内運動場天井照明改修設計	中村中、豊溪中	4月～10月 （6～7年度）
	トイレ改修設計	谷原中、三原台中	5月～8年2月
	プール改修設計	中村中	4月～12月 （6～7年度）
	非常放送設備改修工事	石神井東中	4月～10月 （6～7年度）
	校庭散水設備改修設計	大泉第二中	4月～12月 （6～7年度）
	校舎空調設備改修設計	開進第三中（給食室）	4月～12月 （6～7年度）

資　料　9

令和７年２月21日
教育振興部学校施設課

区立小中学校・幼稚園の空調設備更新等について

第３次みどりの風吹くまちビジョンアクションプランでは、令和８年度から老朽化の進む普通教室の空調設備の更新および災害時の避難拠点の役割を持つ中学校武道場への空調設備の設置に取り組むこととしている。区は、記録的な猛暑が続いていることから、アクションプランを１年前倒しし、令和７年度から更新および設置を実施する。

１　更新・設置の進め方

令和７年度から９年度までの３年間に、改築済、改築中・長寿命化改修中および改築が決定している学校を除き、普通教室等の空調設備の更新および中学校武道場への空調設備の設置を行う。

普通教室等の更新対象校・園	小学校49校、中学校25校、幼稚園３園
武道場への設置対象校	中学校19校

２　更新・設置の実施予定

⑴　令和７年度

小学校（４校）	開進第一小学校、開進第二小学校、石神井東小学校、大泉第三小学校
中学校（２校）	豊玉中学校、石神井西中学校（武道場含む）

⑵　令和８年度および９年度

各校・園の空調設備の現況調査を行い、各年度の実施校・園を決定する。

資　料 10

令和７年２月 21 日
教育振興部保健給食課

令和７年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

練馬区立少年自然の家において、各種設備の法定点検等（消防設備・ボイラー設備法定点検、害虫駆除等）を行うため、練馬区立少年自然の家条例第４条に基づき、下記のとおり臨時休館する。

記

１　臨時休館

施設名	期　　間
軽井沢少年自然の家	令和７年　４月８～11 日・20～23 日 ５月 16～17 日、６月４～５日 ７月 18～19 日 ９月１～２日、11 月７～８日 12 月 15～19 日 令和８年　１月８～９日、３月 10～11 日
武石少年自然の家（本館・新館）	令和７年　５月７～９日、７月 17～18 日 ９月 19～20 日、12 月９～11 日 令和８年　１月７～８日、３月 10～11 日
岩井少年自然の家	令和７年　４月７～11 日、５月６～８日 ７月 16～19 日 ８月８～10 日・31 日 ９月１～４日・19 日、11 月７日 12 月５日・22～24 日 令和８年　１月６～９日・16 日 １月 19 日～３月 31 日

２　周知方法
区ホームページへの掲載および各少年自然の家での案内

資　料 11	

令和７年２月 21 日

教育振興部保健給食課

イングリッシュキャンプの実施に係る事業者選定の結果について

１　委託候補事業者

NOVAホールディングス株式会社

※令和４年度から令和６年度までの実績事業者

２　契約方法

プロポーザル方式による随意契約

３　契約期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

４　選定経過

令和６年10月24日　第一回選定委員会（構成委員は事務局職員および学校長計５名）

12月１日　区ホームページにおいて委託事業者募集について告知

令和７年１月８日　企画提案書提出期限（応募２社）

１月17日　書類審査により一次審査通過事業者として２社を選定

一次審査結果を各社に通知

１月21日　第二回選定委員会（二次審査）（プレゼンテーションおよびヒアリングによる選考）

委託候補事業者１社を選定

資　料 12	

令 和 7 年 2 月 21 日
地域文化部美術館再整備担当課
教育振興部光が丘図書館

練馬区立美術館・貫井図書館再整備に係る
コンストラクション・マネジメント業務の実施について

練馬区立美術館・貫井図書館の再整備については、令和５年１月より基本設計に着手し、現在、実施設計に取り組んでいるところである。

昨今の物価高騰や人材不足など建築業界の厳しい現状を踏まえ、本事業の円滑な実施を図るため、コンストラクション・マネジメント業務（以下「ＣＭ業務」という。）を委託により実施することとしたので、下記のとおり報告する。

記

１　実施目的

区の品質・工期・コストに対する意図を踏まえたうえで、概算工事費や仕様等の妥当性を検証するとともに、工事工程・工法等の検討により事業費の適正化と円滑な事業の実施を図ること。

２　業務内容

・工事工程・概算工事費の妥当性検証業務
・ＶＥ／ＣＤ検討支援業務
・サウンディング型市場調査支援業務
・スケジュール管理

３　事業者の選定方法

プロポーザル方式（公募型）

４　履行期間

契約確定日の翌日から６か月間（想定）

５　概算経費

33,550,000 円（税込）

６　スケジュール

令和７年１月 23 日　事業者の募集開始

令和７年３月上旬　一次審査

令和７年３月７日　一次審査結果通知

令和７年３月 15 日　二次審査

令和７年３月下旬　結果通知

令和７年４月　ＣＭ業務委託契約（履行期間は６か月間を想定）

資　料 13

令 和 7 年 2 月 21 日
教育振興部光が丘図書館

令和７年度図書館特別館内整理期間等について

練馬区立図書館条例第４条第２項および練馬区立図書館条例施行規則第２条第２項に基づき、令和７年度の特別館内整理期間を下記のとおり設定する。

記

１　目的

図書館資料の整理（システムの目録データと実物の図書資料の照合・確認等）および施設設備の点検等を行い、図書館利用者のサービスの維持向上を図る。

２　期間

図書館名	令和７年度特別館内整理期間（実施日順）	日数
春日町図書館	令和７年５月26日(月）から同月30日(金）まで	５日間
光が丘図書館	令和７年６月６日(金）から同月12日(木）まで	７日間
南大泉図書館 南大泉図書館分室	令和７年６月23日(月）から同月27日(金）まで	５日間
関町図書館	令和７年11月10日(月）から同月14日(金）まで	５日間
練馬図書館	令和７年12月１日(月）から同月５日(金）まで	５日間
石神井図書館	令和７年12月15日(月）から同月19日(金）まで	５日間
稲荷山図書館	令和８年１月26日(月）から同月30日(金）まで	５日間
南田中図書館	令和８年２月２日(月）から同月４日(水）まで	３日間
平和台図書館	令和８年２月16日(月）から同月20日(金）まで	５日間
大泉図書館	令和８年３月９日(月）から同月13日(金）まで	５日間

３　周知方法

区報、図書館ホームページ、各館おやすみカレンダー、ポスターにより周知する。

４　その他

光が丘図書館については、練馬区立図書館条例第４条第１項に基づき、特別館内整理期間中の開館日（令和７年６月９日(月））を休館とし、同月16日(月）を開館日とする。

資　料 14

令和７年２月 21 日
こども家庭部
在宅育児支援担当課

民設子育てのひろばの開設について

子育てのひろばは、０～３歳の乳幼児と保護者を対象に、交流の場の提供や子育てに関する相談・情報提供等を行っている。

区では、子育てのひろばぴよぴよに加え、社会福祉法人等が実施する民設子育てのひろば事業に助成し、子育てのひろばの拡充に取り組んでいる。

このたび、以下のとおり民設子育てのひろばを１か所選定し、開設する。

１　新規開設のひろば

⑴　運営団体

名　　称　特定非営利活動法人　三楽
代 表 者　理事長　遠藤　めぐみ

⑵　ひろばの概要

名　　称　平和台子育てひろば
所 在 地　練馬区早宮二丁目 16 番 31 号　クロープ平和台 202
（位置図参照）
開 設 日　令和７年３月下旬（予定）
開室日時　週５日（月～金曜）　午前 10 時～午後４時

２　選定経過

民設子育てのひろばの開設を希望する団体を令和６年12月に公募したところ１団体からの応募があった。選定にあたっては、選定委員会を設け、事業計画書等の書類審査のほか、施設の実地調査および団体へのヒアリングを行い、上記団体に決定した。

３　周知

区ホームページ、子育て応援アプリ、SNS、チラシ等

４　参考

子育てのひろば配置図　別紙参照

《位置図》

所在地　練馬区早宮二丁目 16 番 31 号 クロープ平和台 202
環八通り
平和台駅
早宮二丁目
平和台えのき児童遊園
ふれあい公園
平和台梨の木緑地
まなびの森保育園平和台
へいわだい駅前緑地
早宮さつき公園
練馬消防署平和台出張所
本寿院
早宮公園
特別養護老人ホーム
練馬キングスガーデン
ながかいどう
児童遊園
練馬仲町保育園
にじいろ保育園早宮
さくらさくみらい
早宮
都立練馬工業高等学校
開進第一小学校
317
441
442

子育てのひろば　配置図

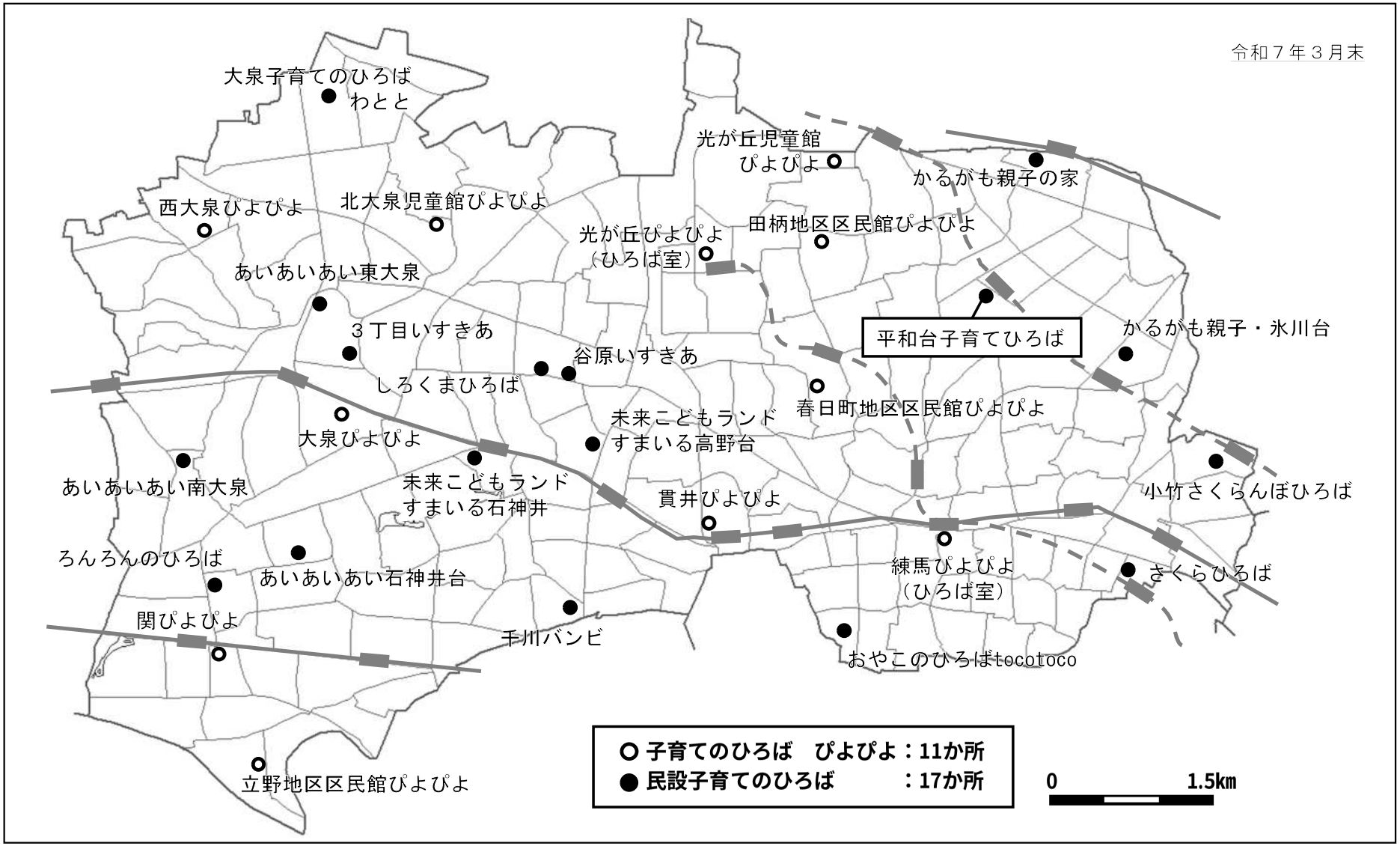

別紙